

令和元年度

市税概要



相模原市企画財政局税務部

目 次

市税総括

1．人口・世帯数等	1
2．一般会計歳入歳出決算額（款別）	2
3．一般会計歳入歳出決算状況	3
4．一般会計歳入歳出予算額（款別）	4
5．市税予算額	5
6．市税納税義務者（現年課税分）	6
7．市税の税目別決算額	7
8．市税の徴収に関する経費	13

賦課等

9．市 民 税	14
《個人市民税》	16
《法人市民税》	19
10．固定資産税	22
11．軽自動車税	31
12．市たばこ税	32
13．特別土地保有税	32
14．入湯税	32
15．事業所税	33
16．都市計画税	34
17．地方譲与税・県税交付金	35

収納状況等

18．過誤納金還付・充当処理状況	37
19．督促状発付状況調	38
20．差押・参加差押処分状況調	39
21．徴収猶予状況調	39
22．換価猶予状況調	39
23．公売処分状況調	40
24．不納欠損処分状況調	40
25．市税納付方法別利用状況調	41

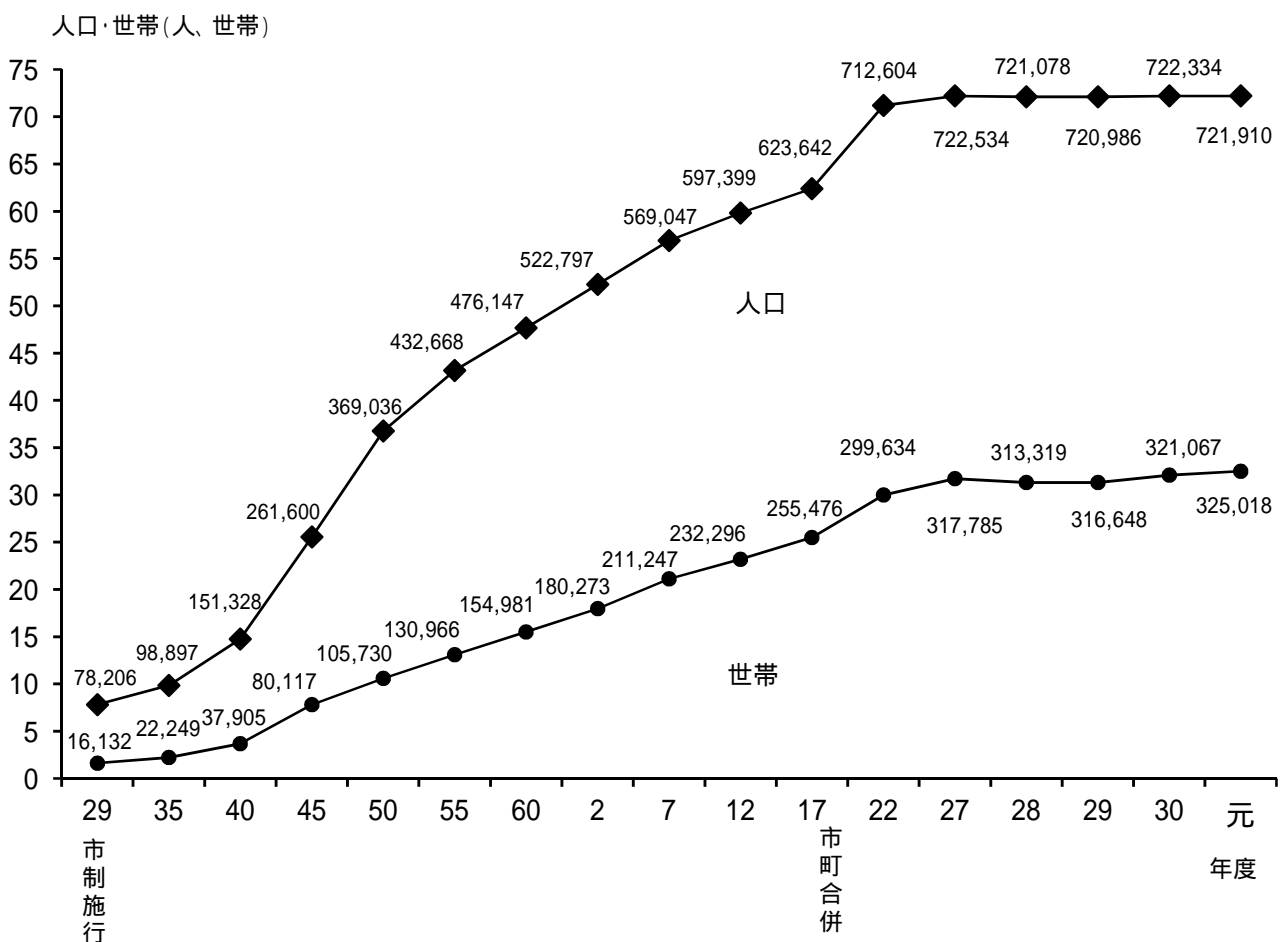
参考事項

26．市税に係る証明、閲覧件数等の調	42
27．延滞金等収入状況	42
28．市税の税率	43
(1) 令和元年度分	43
(2) 税率の変遷（平成元年度以降）	45
29．市民税(個人)所得控除額等の推移	51
30．税務機構の沿革	61
31．税務事務分掌	65
32．税務職員数	66

1. 人口・世帯数等（4月1日現在）

区分		年度	27	28	29	30	元
人口（人）	男		362,061	361,085	360,934	361,446	361,069
	女		360,473	359,993	360,052	360,888	360,841
	計		722,534	721,078	720,986	722,334	721,910
世帯数			317,785	313,319	316,648	321,067	325,018
面積（Km ² ）			328.82	328.82	328.91	328.91	328.91
人口密度			2,197	2,193	2,192	2,196	2,195
人口対前年度比（%）			100.2	99.8	100.0	100.2	99.9
税務職員数（人）			217	215	220	224	233
税務職員1人当り人口			3,330	3,354	3,277	3,225	3,098

（注）人口と世帯数は「月報統計さがみはら（4月1日現在）」の数値。



2. 一般会計歳入歳出決算額（款別）

（歳入）

（単位：千円、％）

款別	平成29年度		平成30年度		対前年度伸率
	決算額	構成比	決算額	構成比	
市	114,349,520	39.4	127,892,461	43.3	11.8
地方譲与税	1,700,626	0.6	1,724,807	0.6	1.4
利子割交付金	135,125	0.0	126,999	0.0	6.0
配当割交付金	635,866	0.2	533,057	0.2	16.2
株式等譲渡所得割交付金	685,490	0.2	468,185	0.2	31.7
分離課税所得割交付金	118,395	0.0	489,678	0.2	313.6
県民税所得割臨時交付金	14,026,455	4.8	1,618,678	0.6	88.5
地方消費税交付金	11,601,691	4.0	12,238,490	4.1	5.5
ゴルフ場利用税交付金	169,751	0.1	162,894	0.1	4.0
自動車取得税交付金	1,016,125	0.4	1,017,221	0.3	0.1
軽油引取税交付金	3,107,304	1.1	3,234,095	1.1	4.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,312,740	0.5	1,302,460	0.4	0.8
地方特例交付金	776,318	0.3	886,146	0.3	14.1
地方交付税	13,579,919	4.7	13,757,149	4.7	1.3
交通安全対策特別交付金	216,212	0.1	205,103	0.1	5.1
分担金及び負担金	2,436,963	0.8	2,143,548	0.7	12.0
使用料及び手数料	5,454,444	1.9	5,485,783	1.9	0.6
国庫支出金	53,454,177	18.4	53,914,491	18.3	0.9
県支出金	14,146,227	4.9	15,133,974	5.1	7.0
財産収入	226,192	0.1	806,048	0.3	256.4
寄附金	233,477	0.1	60,223	0.0	74.2
繰入金	5,171,615	1.8	4,065,769	1.4	21.4
繰越金	2,984,522	1.0	4,533,553	1.5	51.9
諸収入	16,583,944	5.7	15,180,471	5.1	8.5
市債	25,835,500	8.9	28,079,100	9.5	8.7
合計	289,958,598	100.0	295,060,383	100.0	1.8

（歳出）

（単位：千円、％）

款別	平成29年度		平成30年度		対前年度伸率
	決算額	構成比	決算額	構成比	
議会費	935,640	0.3	947,749	0.3	1.3
総務費	24,706,172	8.8	25,090,739	8.8	1.6
民生費	116,383,612	41.4	116,924,248	40.9	0.5
衛生費	20,936,143	7.4	22,919,340	8.0	9.5
労働費	688,320	0.2	659,091	0.2	4.2
農林水産業費	851,509	0.3	699,863	0.2	17.8
商工費	13,633,930	4.9	12,272,299	4.3	10.0
土木費	24,161,199	8.6	25,010,390	8.7	3.5
消防費	7,688,644	2.7	7,528,755	2.6	2.1
教育費	45,934,730	16.3	48,334,730	16.9	5.2
災害復旧費	149,873	0.1	470,553	0.2	214.0
公債費	25,246,120	9.0	25,376,552	8.9	0.5
諸支出金	9,153	0.0	8,978	0.0	1.9
合計	281,325,045	100.0	286,243,287	100.0	1.7

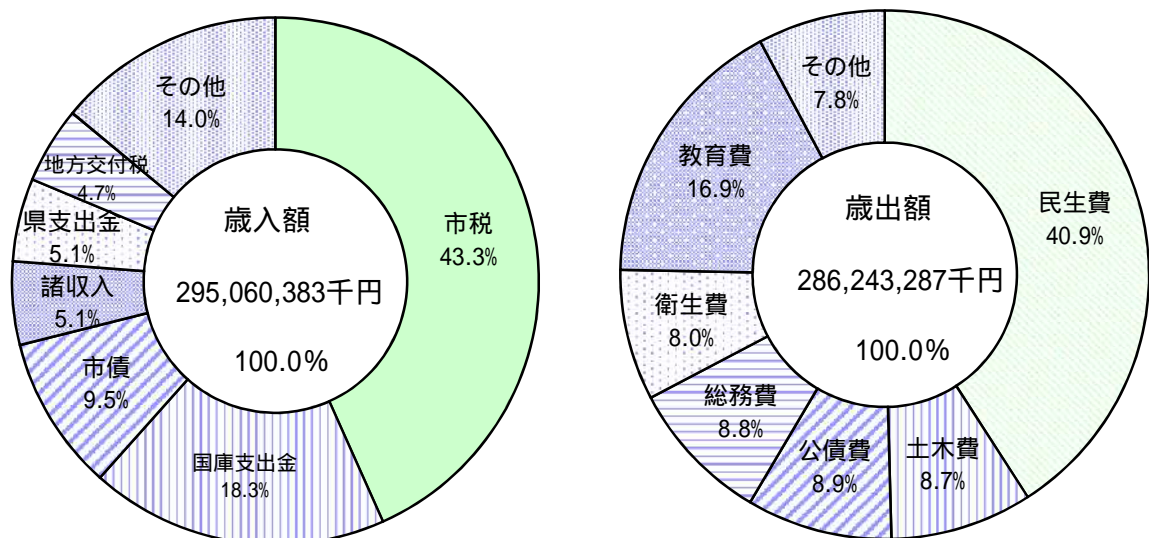
3 . 一般会計歳入歳出決算状況

(単位:千円)

年度		26	27	28	29	30
区分						
一般会計	歳入	259,292,922	258,619,705	255,997,476	289,958,598	295,060,383
	歳出	251,350,384	250,571,816	249,012,953	281,325,045	286,243,287
	形式収支	7,942,538	8,047,889	6,984,523	8,633,553	8,817,096
	繰越額	1,119,554	869,857	594,991	605,540	441,415
	実質収支	6,822,984	7,178,032	6,389,532	8,028,013	8,375,681
市税	111,841,411	112,013,329	112,673,085	114,349,520	127,892,461	
歳入決算額に占める市税の割合 (%)		43.1	43.3	44.0	39.4	43.3
市税対前年度比 (%)		2.6	0.2	0.6	1.5	11.8
市民1人当り市税負担額 (円)		154,791	155,341	156,276	158,306	177,158
市民1人当り歳出決算額 (円)		347,873	347,496	345,378	389,467	396,508

(注) 市民1人当り市税負担額と市民1人当り歳出決算額は、それぞれの決算額を「月報統計さがみはら(翌年度4月1日現在)」の人口で除したもの。

一般会計歳入歳出決算額構成図(平成30年度)



4 . 一般会計歳入歳出予算額（款別）

（歳入）

（単位：千円、％）

款 別	平成30年度		令和元年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年度伸率
市 税	127,200,000	43.3	130,800,000	43.2	2.8
地 方 譲 与 税	1,730,000	0.6	1,756,000	0.6	1.5
利 子 割 交 付 金	130,000	0.0	130,000	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	540,000	0.2	600,000	0.2	11.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	800,000	0.3	800,000	0.3	0.0
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	120,000	0.0	150,000	0.0	25.0
県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	1,790,000	0.6	-	-	皆減
地 方 消 費 税 交 付 金	11,800,000	4.0	11,800,000	3.9	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	170,000	0.1	170,000	0.1	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	950,000	0.3	470,000	0.2	50.5
環 境 性 能 割 交 付 金	-	-	230,000	0.1	皆増
軽 油 引 取 税 交 付 金	3,100,000	1.0	3,100,000	1.0	0.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,267,000	0.4	1,270,000	0.4	0.2
地 方 特 例 交 付 金	770,000	0.3	2,003,000	0.7	160.1
地 方 交 付 税	12,200,000	4.2	13,900,000	4.6	13.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	220,000	0.1	220,000	0.1	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	2,335,577	0.8	1,328,753	0.4	43.1
使 用 料 及 び 手 数 料	5,600,271	1.9	5,338,402	1.8	4.7
国 庫 支 出 金	54,813,091	18.7	60,244,755	19.9	9.9
県 支 出 金	15,760,860	5.4	16,625,836	5.5	5.5
財 産 収 入	610,479	0.2	142,109	0.0	76.7
寄 附 金	79,100	0.0	78,915	0.0	0.2
繰 入 金	5,496,585	1.9	6,362,761	2.1	15.8
繰 越 金	2,000,000	0.7	1,700,000	0.6	15.0
諸 収 入	15,200,637	5.2	14,221,369	4.7	6.4
市 債	28,816,400	9.8	28,958,100	9.6	0.5
合 計	293,500,000	100.0	302,400,000	100.0	3.0

（歳出）

（単位：千円、％）

款 別	平成30年度		令和元年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年度伸率
議 会 費	991,948	0.3	997,731	0.3	0.6
総 務 費	25,469,305	8.7	23,895,927	7.9	6.2
民 生 費	122,735,785	41.8	127,864,361	42.3	4.2
衛 生 費	23,988,658	8.2	26,362,622	8.7	9.9
労 働 費	681,540	0.2	715,957	0.2	5.0
農 林 水 産 業 費	723,738	0.3	755,623	0.3	4.4
商 工 費	12,407,537	4.2	11,615,759	3.8	6.4
土 木 費	23,448,575	8.0	25,293,700	8.4	7.9
消 防 費	7,613,200	2.6	7,906,867	2.6	3.9
教 育 費	48,835,667	16.6	49,532,496	16.4	1.4
災 害 復 旧 費	160,000	0.1	1,205,999	0.4	653.7
公 債 費	26,335,047	9.0	26,144,018	8.7	0.7
諸 支 出 金	9,000	0.0	8,940	0.0	0.7
予 備 費	100,000	0.0	100,000	0.0	0.0
合 計	293,500,000	100.0	302,400,000	100.0	3.0

5 . 市税予算額

(単位:千円、%)

税 目		平成 30 年 度		令和 元 年 度		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	構成比	対前年度伸率 (当初予算額)
現 年 課 税 分	市 民 税	63,869,450	63,869,450	66,846,606	51.1	4.7
	個 人	57,268,778	57,268,778	60,238,495	46.1	5.2
	法 人	6,600,672	6,600,672	6,608,111	5.0	0.1
	固 定 資 産 税	44,614,434	44,614,434	45,327,511	34.7	1.6
	土 地	18,996,629	18,996,629	19,044,405	14.6	0.3
	家 屋	18,262,743	18,262,743	18,680,588	14.3	2.3
	償 却 資 産	6,337,935	6,337,935	6,588,120	5.0	3.9
	交 付 金	1,017,127	1,017,127	1,014,398	0.8	0.3
	軽 自 動 車 税	940,465	940,465	993,472	0.8	5.6
	軽 自 動 車 税	940,465	940,465	987,110	0.8	5.0
	環 境 性 能 割	-	-	6,362	0.0	皆増
	市 た ば こ 税	4,481,847	4,481,847	4,250,000	3.2	5.2
	事 業 所 税	3,142,125	3,142,125	3,144,015	2.4	0.1
	都 市 計 画 税	9,031,636	9,031,636	9,118,339	7.0	1.0
	小 計	126,079,957	126,079,957	129,679,943	99.2	2.9
滞 納 繰 越 分	1,120,043	1,120,043	1,120,057	0.8	0.0	
市 税 総 計	127,200,000	127,200,000	130,800,000	100.0	2.8	

(注)令和元年度市民税(個人)は、県費負担教職員の事務権限の移譲に伴い県交付金から市税に移行した分(約18億円)を含む。

6. 市税納税義務者（現年課税分）

(単位:人)

税目	年度	26	27	28	29	30
市 民 税		366,378	367,661	373,580	381,400	385,621
個 人		350,828	352,010	357,714	365,352	369,487
特別徴収(給与)		194,039	205,191	228,173	220,766	224,710
特別徴収(年金)		50,292	49,361	49,781	30,803	29,476
普通徴収		106,497	97,458	79,760	113,783	115,301
法 人		15,550	15,651	15,866	16,048	16,134
固 定 資 産 税		243,832	246,509	248,083	251,132	253,214
土 地 ・ 家 屋		238,183	240,645	241,798	244,682	246,444
償 却 資 産		5,627	5,842	6,263	6,429	6,749
交 付 金		22	22	22	21	21
軽 自 動 車 税		157,967	161,192	162,141	162,904	163,744
市 た ば こ 税		12	10	10	11	11
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0	0
入 湯 税		0	0	0	0	0
事 業 所 税		809	827	844	854	859
都 市 計 画 税		209,675	212,384	213,606	216,254	217,989
合 計		978,673	988,583	998,264	1,012,555	1,021,438

(注)平成29年度から市民税(個人)の徴収区分について、区分の重複者の集計を変更した。

7. 市税の税目別決算額

(1) 平成30年度分

税目	予算額	納税義務者	調定額	収入額
市 民 税	64,617,261		67,549,742	65,250,936
個 人	58,000,732		60,811,752	58,580,449
現 年 課 税 分	57,268,778	369,487	58,621,673	57,793,824
均 等 割	1,257,935	365,293	1,275,744	1,257,728
所 得 割	56,010,843	356,139	57,345,929	56,536,096
滞 納 繰 越 分	731,954		2,190,079	786,625
法 人	6,616,529		6,737,990	6,670,487
現 年 課 税 分	6,600,672	16,134	6,665,375	6,656,740
均 等 割	1,728,376	16,134	1,759,189	1,756,910
法 人 税 割	4,872,296	6,372	4,906,186	4,899,830
滞 納 繰 越 分	15,857		72,615	13,747
固 定 資 産 税	44,896,045		45,938,189	45,179,833
純 固 定 資 産 税	43,878,918		44,920,156	44,161,800
現 年 課 税 分	43,597,307	253,193	44,121,877	43,891,994
土 地	18,996,629		19,256,121	19,139,104
家 屋	18,262,743	246,444	18,371,740	18,260,097
償 却 資 産	6,337,935	6,749	6,494,016	6,492,793
滞 納 繰 越 分	281,611		798,279	269,806
交 付 金	1,017,127	21	1,018,033	1,018,033
軽 自 動 車 税	955,240		1,043,598	977,306
現 年 課 税 分	940,465	163,744	983,868	962,081
原 付 自 転 車	84,470	41,336	87,534	85,596
小 型 特 殊	7,421	2,282	7,704	7,533
軽 自 動 車	793,697	110,783	832,762	814,321
二 輪 の 小 型	54,877	9,343	55,868	54,631
滞 納 繰 越 分	14,775		59,730	15,225
市 た ば こ 税	4,481,847		4,272,456	4,272,462
現 年 課 税 分	4,481,847	11	4,272,456	4,272,462
滞 納 繰 越 分	0		0	0
特 別 土 地 保 有 税	0		0	0
現 年 課 税 分	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	0		0	0
入 湯 税	0		0	0
現 年 課 税 分	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	0		0	0
事 業 所 税	3,151,830		3,126,869	3,122,008
現 年 課 税 分	3,142,125	859	3,121,180	3,120,020
資 産 割	2,735,641	842	2,715,847	2,714,838
従 業 者 割	406,484	146	405,333	405,182
滞 納 繰 越 分	9,705		5,689	1,988
都 市 計 画 税	9,097,777		9,266,871	9,089,916
現 年 課 税 分	9,031,636	217,989	9,081,060	9,025,876
土 地	5,242,839		5,302,415	5,270,193
家 屋	3,788,797	217,989	3,778,645	3,755,683
滞 納 繰 越 分	66,141		185,811	64,040
現 年 課 税 分	126,079,957	1,021,438	127,885,522	126,741,030
滞 納 繰 越 分	1,120,043		3,312,203	1,151,431
市 税 総 計	127,200,000		131,197,725	127,892,461

(注) 収入額には、還付未済額を含む。(調定額 - 収入額 - 不納欠損額 + 還付未済額 = 収入未済額)

(単位:千円、%)

不納 欠損額	収入 未済額	還付 未済額	徴収率	対予算額 比較増減	対前年度決算額 比較増減	前年 度比	収入済額の 構成割合
214,704	2,113,473	29,371	96.6	633,675	13,291,903	125.6	51.0
188,099	2,062,910	19,706	96.3	579,717	13,421,687	129.7	45.8
3,400	843,398	18,949	98.6	525,046	13,441,639	130.3	
			98.6	207	14,324	101.2	
			98.6	525,253	13,427,315	131.1	
184,699	1,219,512	757	35.9	54,671	19,952	97.5	
26,605	50,563	9,665	99.0	53,958	129,784	98.1	5.2
440	17,812	9,617	99.9	56,068	126,890	98.1	
			99.9	28,534	28,681	98.4	
			99.9	27,534	98,209	98.0	
26,165	32,751	48	18.9	2,110	2,894	82.6	
89,305	682,247	13,196	98.3	283,788	297,706	100.7	35.3
89,305	682,247	13,196	98.3	282,882	323,730	100.7	34.5
4,550	238,193	12,860	99.5	294,687	382,090	100.9	
4,529	234,800	10,669	99.4	142,475	232,471	101.2	
			99.4	2,646	153,664	99.2	
21	3,393	2,191	100.0	154,858	303,283	104.9	
84,755	444,054	336	33.8	11,805	58,360	82.2	
0	0	0	100.0	906	26,024	97.5	0.8
5,660	61,306	674	93.6	22,066	41,233	104.4	0.8
234	22,126	573	97.8	21,616	39,711	104.3	
			97.8	1,126	361	99.6	
			97.8	112	141	101.9	
			97.8	20,624	39,611	105.1	
			97.8	246	320	100.6	
5,426	39,180	101	25.5	450	1,522	111.1	
0	0	6	100.0	209,385	55,414	98.7	3.3
	0	6	100.0	209,385	55,414	98.7	
	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
	0	0	-	0	0	-	
	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
	0	0	-	0	0	-	
	0	0	-	0	0	-	
933	5,113	1,185	99.8	29,822	69,072	97.8	2.5
0	2,345	1,185	100.0	22,105	60,912	98.1	
			100.0	20,803	46,253	98.3	
			100.0	1,302	14,659	96.5	
933	2,768	0	34.9	7,717	8,160	19.6	
18,450	161,161	2,656	98.1	7,861	36,585	100.4	7.1
1,093	56,666	2,575	99.4	5,760	47,709	100.5	
			99.4	27,354	80,843	101.6	
			99.4	33,114	33,134	99.1	
17,357	104,495	81	34.5	2,101	11,124	85.2	
9,717	1,180,540	45,765	99.11	661,073	13,641,909	112.1	99.1
319,335	1,842,760	1,323	34.76	31,388	98,968	92.1	0.9
329,052	3,023,300	47,088	97.48	692,461	13,542,941	111.8	100.0

市税の税目別決算額

(2) 平成27年度分～平成29年度

(単位:千円、%)

税目	平成27年度							
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	前年比	構成割合
市民税		54,244,185	50,977,112	307,405	2,959,668	94.0	99.5	45.5
個人		47,291,570	44,124,534	288,479	2,878,557	93.3	101.5	39.4
現年課税分	352,010	44,029,053	43,154,464	1,813	872,776	98.0	101.6	
均等割	352,010	1,229,628	1,205,203			98.0	100.9	
所得割	337,007	42,799,425	41,949,261			98.0	101.6	
滞納繰越分		3,262,517	970,070	286,666	2,005,781	29.7	96.8	
法人		6,952,615	6,852,578	18,926	81,111	98.6	88.3	6.1
現年課税分	15,651	6,854,798	6,831,466	58	23,274	99.7	88.3	
均等割	15,651	1,707,286	1,701,475			99.7	98.3	
法人税割	5,952	5,147,512	5,129,991			99.7	85.4	
滞納繰越分		97,817	21,112	18,868	57,837	21.6	109.9	
固定資産税		44,832,074	43,716,647	113,629	1,001,798	97.5	100.9	39.1
純固定資産税		43,767,037	42,651,610	113,629	1,001,798	97.5	100.9	38.1
現年課税分	246,487	42,580,727	42,251,433	5,575	323,719	99.2	100.9	
土地		19,056,668	18,890,626	5,479	314,493	99.1	100.9	
家屋	240,645	17,666,575	17,512,645			99.1	100.6	
償却資産	5,842	5,857,484	5,848,162	96	9,226	99.8	102.0	
滞納繰越分		1,186,310	400,177	108,054	678,079	33.7	101.1	
交付金	22	1,065,037	1,065,037	0	0	100.0	97.8	1.0
軽自動車税		779,443	726,233	5,872	47,338	93.2	103.6	0.6
現年課税分	161,192	731,776	715,596	69	16,111	97.8	103.8	
原付自転車	43,397	49,871	47,372			95.0	99.9	
小型特殊	2,255	5,160	5,114			99.1	103.0	
軽自動車	106,411	640,334	627,687			98.0	104.3	
二輪の小型	9,129	36,411	35,423			97.3	100.7	
滞納繰越分		47,667	10,637	5,803	31,227	22.3	93.4	
市たばこ税		4,665,479	4,665,479	0	0	100.0	98.2	4.2
現年課税分	10	4,665,479	4,665,479	0	0	100.0	98.2	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
入湯税		0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
事業所税		3,048,062	3,036,678	0	11,384	99.6	101.6	2.7
現年課税分	827	3,036,347	3,030,519	0	5,828	99.8	101.6	
資産割	814	2,639,192	2,634,127			99.8	102.0	
従業者割	140	397,155	396,392			99.8	98.9	
滞納繰越分		11,715	6,159	0	5,556	52.6	161.6	
都市計画税		9,152,161	8,891,180	26,136	234,845	97.1	100.9	7.9
現年課税分	212,384	8,873,255	8,795,942	1,323	75,990	99.1	100.9	
土地		5,229,697	5,184,130			99.1	100.9	
家屋	212,384	3,643,558	3,611,812			99.1	100.9	
滞納繰越分		278,906	95,238	24,813	158,855	34.1	101.3	
現年課税分	988,583	111,836,472	110,509,936	8,838	1,317,698	98.81	100.2	98.7
滞納繰越分		4,884,932	1,503,393	444,204	2,937,335	30.78	98.5	1.3
市税総計		116,721,404	112,013,329	453,042	4,255,033	95.97	100.2	100.0

(単位:千円、%)

税目	平成28年度							
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	前年度比	構成割合
市民税		53,525,841	50,714,754	249,450	2,561,637	94.7	99.5	45.0
個人		47,419,049	44,695,245	237,903	2,485,901	94.3	101.3	39.7
現年課税分	357,714	44,526,796	43,771,760	912	754,124	98.3	101.4	
均等割	357,714	1,250,652	1,229,445			98.3	102.0	
所得割	342,531	43,276,144	42,542,315			98.3	101.4	
滞納繰越分		2,892,253	923,485	236,991	1,731,777	31.9	95.2	
法人		6,106,792	6,019,509	11,547	75,736	98.6	87.8	5.3
現年課税分	15,866	6,027,705	6,002,398	55	25,252	99.6	87.9	
均等割	15,866	1,765,878	1,758,464			99.6	103.3	
法人税割	6,153	4,261,827	4,243,934			99.6	82.7	
滞納繰越分		79,087	17,111	11,492	50,484	21.6	81.0	
固定資産税		45,328,751	44,350,878	48,450	929,423	97.8	101.5	39.4
純固定資産税		44,270,852	43,292,979	48,450	929,423	97.8	101.5	38.5
現年課税分	248,061	43,273,911	42,969,564	783	303,564	99.3	101.7	
土地		19,092,969	18,944,048			99.2	100.3	
家屋	241,798	18,173,075	18,031,329	603	290,064	99.2	103.0	
償却資産	6,263	6,007,867	5,994,187	180	13,500	99.8	102.5	
滞納繰越分		996,941	323,415	47,667	625,859	32.4	80.8	
交付金	22	1,057,899	1,057,899	0	0	100.0	99.3	0.9
軽自動車税		950,028	890,221	5,313	54,494	93.7	122.6	0.8
現年課税分	162,141	903,198	878,766	166	24,266	97.3	122.8	
原付自転車	42,350	89,119	84,392			94.7	178.1	
小型特殊	2,267	7,584	7,542			99.4	147.5	
軽自動車	108,251	751,068	732,818			97.6	116.7	
二輪の小型	9,273	55,427	54,014			97.5	152.5	
滞納繰越分		46,830	11,455	5,147	30,228	24.5	107.7	
市たばこ税		4,572,179	4,572,179	0	0	100.0	98.0	4.0
現年課税分	10	4,572,179	4,572,179	0	0	100.0	98.0	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分		0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
入湯税		0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
事業所税		3,179,185	3,165,351	0	13,834	99.6	104.2	2.8
現年課税分	844	3,168,063	3,159,373	0	8,690	99.7	104.3	
資産割	828	2,754,010	2,746,443			99.7	104.3	
従業者割	151	414,053	412,930			99.7	104.2	
滞納繰越分		11,122	5,978	0	5,144	53.7	97.1	
都市計画税		9,205,821	8,979,702	11,402	214,717	97.5	101.0	8.0
現年課税分	213,606	8,972,966	8,902,979	145	69,842	99.2	101.2	
土地		5,234,070	5,193,246			99.2	100.2	
家屋	213,606	3,738,896	3,709,733			99.2	102.7	
滞納繰越分		232,855	76,723	11,257	144,875	32.9	80.6	
現年課税分	998,264	112,502,717	111,314,918	2,061	1,185,738	98.94	100.7	98.8
滞納繰越分		4,259,088	1,358,167	312,554	2,588,367	31.89	90.3	1.2
市税総計		116,761,805	112,673,085	314,615	3,774,105	96.50	100.6	100.0

市税の税目別決算額

平成29年度

税目	予算額	納税義務者	調定額	収入額
市 民 税	50,982,154		54,400,091	51,959,033
個 人	44,965,108		47,529,895	45,158,762
現年課税分	44,195,090	365,352	45,057,659	44,352,185
均等割	1,232,544	361,011	1,263,181	1,243,404
所得割	42,962,546	352,348	43,794,478	43,108,781
滞納繰越分	770,018		2,472,236	806,577
法 人	6,017,046		6,870,196	6,800,271
現年課税分	6,004,442	16,048	6,794,544	6,783,630
均等割	1,713,180	16,048	1,788,464	1,785,591
法人税割	4,291,262	6,856	5,006,080	4,998,039
滞納繰越分	12,604		75,652	16,641
固 定 資 産 税	44,818,923		45,755,278	44,882,127
純 固 定 資 産 税	43,775,983		44,711,221	43,838,070
現年課税分	43,442,109	251,111	43,787,738	43,509,904
土地	18,847,951		19,042,587	18,906,633
家屋	18,598,958	244,682	18,546,170	18,413,761
償却資産	5,995,200	6,429	6,198,981	6,189,510
滞納繰越分	333,874		923,483	328,166
交 付 金	1,042,940	21	1,044,057	1,044,057
軽 自 動 車 税	909,917		1,000,643	936,073
現年課税分	897,116	162,904	946,723	922,370
原付自転車	85,229	41,796	88,227	85,957
小型特殊	7,453	2,259	7,587	7,392
軽自動車	750,008	109,523	795,164	774,710
二輪の小型	54,426	9,326	55,745	54,311
滞納繰越分	12,801		53,920	13,703
市 た ば こ 税	4,528,544		4,327,874	4,327,876
現年課税分	4,528,544	11	4,327,874	4,327,876
滞納繰越分	0		0	0
特 別 土 地 保 有 税	0		0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0		0	0
入 湯 税	0		0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0		0	0
事 業 所 税	3,105,088		3,197,252	3,191,080
現年課税分	3,103,223	854	3,183,418	3,180,932
資産割	2,698,195	840	2,763,251	2,761,091
従業者割	405,028	152	420,167	419,841
滞納繰越分	1,865		13,834	10,148
都 市 計 画 税	9,055,374		9,255,838	9,053,331
現年課税分	8,977,550	216,254	9,042,727	8,978,167
土地	5,182,623		5,226,666	5,189,350
家屋	3,794,927	216,254	3,816,061	3,788,817
滞納繰越分	77,824		213,111	75,164
現 年 課 税 分	112,191,014	1,012,555	114,184,740	113,099,121
滞 納 繰 越 分	1,208,986		3,752,236	1,250,399
市 税 総 計	113,400,000		117,936,976	114,349,520

(注)収入額には、還付未済額を含む。(調定額 - 収入額 - 不納欠損額 + 還付未済額 = 収入未済額)

(単位:千円、%)

不納 欠損額	収入 未済額	還付 未済額	徴収率	対予算額 比較増減	対前年度決算額 比較増減	前年 度比	収入済額の 構成割合
194,576	2,268,305	21,823	95.5	976,879	1,244,279	102.5	45.4
189,214	2,195,217	13,298	95.0	193,654	463,517	101.0	39.5
2,683	715,184	12,393	98.4	157,095	580,425	101.3	
			98.4	10,860	13,959	101.1	
			98.4	146,235	566,466	101.3	
186,531	1,480,033	905	32.6	36,559	116,908	87.3	
5,362	73,088	8,525	99.0	783,225	780,762	113.0	5.9
119	19,224	8,429	99.8	779,188	781,232	113.0	
			99.8	72,411	27,127	101.5	
			99.8	706,777	754,105	117.8	
5,243	53,864	96	22.0	4,037	470	97.3	
69,539	809,268	5,656	98.1	63,204	531,249	101.2	39.3
69,539	809,268	5,656	98.0	62,087	545,091	101.3	38.4
1,793	281,405	5,364	99.4	67,795	540,340	101.3	
1,743	271,645	5,025	99.3	58,682	37,415	99.8	
			99.3	185,197	382,432	102.1	
50	9,760	339	99.8	194,310	195,323	103.3	
67,746	527,863	292	35.5	5,708	4,751	101.5	
0	0	0	100.0	1,117	13,842	98.7	0.9
4,808	60,099	337	93.5	26,156	45,852	105.2	0.8
204	24,439	290	97.4	25,254	43,604	105.0	
			97.4	728	1,565	101.9	
			97.4	61	150	98.0	
			97.4	24,702	41,892	105.7	
			97.4	115	297	100.5	
4,604	35,660	47	25.4	902	2,248	119.6	
0	0	2	100.0	200,668	244,303	94.7	3.8
0	0	2	100.0	200,668	244,303	94.7	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
1,076	5,689	593	99.8	85,992	25,729	100.8	2.8
0	3,079	593	99.9	77,709	21,559	100.7	
			99.9	62,896	14,648	100.5	
			99.9	14,813	6,911	101.7	
1,076	2,610	0	73.4	8,283	4,170	169.8	
15,924	187,862	1,279	97.8	2,043	73,629	100.8	7.9
419	65,350	1,209	99.3	617	75,188	100.8	
			99.3	6,727	3,896	99.9	
			99.3	6,110	79,084	102.1	
15,505	122,512	70	35.3	2,660	1,559	98.0	
5,218	1,108,681	28,280	99.05	908,107	1,784,203	101.6	98.9
280,705	2,222,542	1,410	33.32	41,413	107,768	92.1	1.1
285,923	3,331,223	29,690	96.96	949,520	1,676,435	101.5	100.0

8 . 市税の徴収に関する経費

(単位:千円)

区分		年度	27	28	29	30
税 収 入 額	(1) 市 税		112,013,329	112,673,085	114,349,520	127,892,461
	(2) 個人 の 県 民 税		29,379,604	29,772,008	30,080,761	17,884,674
	(3) 合 計		141,392,933	142,445,093	144,430,281	145,777,135
徴 税 費	人 件 費	(4) 基 本 給	748,755	741,847	759,697	781,122
		(5) 諸 手 当	524,833	551,498	583,422	576,948
		ア 超 過 勤 務 手 当	74,500	79,103	95,509	73,518
		イ そ の 他 の 手 当	450,333	472,395	487,913	503,430
		(6) 共 済 組 合 負 担 金 等	247,517	252,806	259,002	262,563
		(7) 報 酬	0	0	0	0
		(8) そ の 他	398	525	128	398
		(9) 小 計	1,521,503	1,546,676	1,602,249	1,621,031
		需 用 費	(10) 旅 費	876	860	528
	(11) 賃 金		38,324	38,735	40,708	41,885
	(12) そ の 他		468,677	561,619	457,654	460,367
	(13) 小 計		507,877	601,214	498,890	502,968
	報 奨 金 等	(14) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0	0	0
		(15) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0	0
		(16) 納 税 奨 励 金	0	0	0	0
		(17) そ の 他	576	650	571	439
		(18) 小 計	576	650	571	439
		(19) そ の 他	16,186	17,031	18,135	19,026
		(20) 合 計	2,046,142	2,165,571	2,119,845	2,143,464
県 税 徴 収 取 扱 委 託 金	(21) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	1,061,032	1,069,987	1,088,564	1,115,940	
	(22) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額					
	(23) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	0	0	0	0	
	(24) 合 計	1,061,032	1,069,987	1,088,564	1,115,940	
市 税 に 係 る 徴 税 費	(25) (20) - (24)	985,110	1,095,584	1,031,281	1,027,524	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 割 合	(26) 全 体 の 徴 税 割 合 $\frac{(20)}{(3)}$	1.4%	1.5%	1.5%	1.5%	
	(27) 市 税 の 徴 税 割 合 $\frac{(25)}{(1)}$	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	
徴 税 職 員 数	吏 員 ・ そ の 他 の 職 員	218人	229人	232人	234人	
	合 計	218人	229人	232人	234人	

9. 市民税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円、%)

年度 区分		27		28		29		30		
		納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	
個人	特別徴収	均等割	205,191	718,058	228,173	798,490	220,703	785,464	224,498	796,981
	特別徴収	所得割	202,625	29,611,802	224,785	31,546,301	217,720	32,362,356	221,607	42,059,877
	(給与)	計	205,191	30,329,860	228,173	32,344,791	220,766	33,147,820	224,710	42,856,858
	(給与)	対前年度	105.7	104.1	111.2	106.6	96.8	102.5	101.8	129.3
	特別徴収	均等割	49,361	168,152	49,781	169,921	30,794	111,109	29,460	114,874
	特別徴収	所得割	44,026	1,899,104	44,694	1,946,177	28,143	2,072,897	26,986	2,570,223
	(年金)	計	49,361	2,067,256	49,781	2,116,098	30,803	2,184,006	29,476	2,685,097
	(年金)	対前年度	98.1	96.3	100.9	102.4	61.9	103.2	95.7	122.9
	普通徴収	均等割	97,458	343,418	79,760	282,241	109,514	366,608	111,335	363,889
	普通徴収	所得割	90,356	11,288,519	73,052	9,783,666	106,485	9,359,225	107,546	12,715,829
	普通徴収	計	97,458	11,631,937	79,760	10,065,907	113,783	9,725,833	115,301	13,079,718
	普通徴収	対前年度	91.5	95.4	81.8	86.5	142.7	96.6	101.3	134.5
	計	均等割	352,010	1,229,629	357,714	1,250,652	361,011	1,263,181	365,293	1,275,744
	計	所得割	337,007	42,799,425	342,531	43,276,144	352,348	43,794,478	356,139	57,345,929
	計	計	352,010	44,029,054	357,714	44,526,796	365,352	45,057,659	369,487	58,621,673
	計	対前年度	100.3	101.3	101.6	101.1	102.1	101.2	101.1	130.1
法人	均等割	15,651	1,707,286	15,866	1,765,878	16,048	1,788,464	16,134	1,759,189	
	法人税割	5,952	5,147,512	6,153	4,261,827	6,153	5,006,080	6,372	4,906,186	
	計	15,651	6,854,798	15,866	6,027,705	16,048	6,794,544	16,134	6,665,375	
	対前年度	100.6	88.3	101.4	87.9	101.1	112.7	100.5	98.1	
合計	計	367,661	50,883,852	373,580	50,554,501	381,400	51,852,203	385,621	65,287,048	
対前年度	比	100.4	99.3	101.6	99.4	102.1	102.6	101.1	125.9	

(注) 各年度の決算額

(注) 平成30年度の個人市民税の増額理由は、県費負担教職員の税源移譲の影響によるもの

(2)減免状況

(単位:円)

事由区分	27		28		29		30	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
生活保護	308	11,357,300	315	10,941,500	291	11,170,600	310	14,344,800
生活困窮(失業等)	39	534,600	10	255,700	7	267,200	6	340,400
公益社団・財団法人	23	1,600,000	24	1,650,000	21	1,500,000	24	1,562,400
その他 (NPO法人、災害等)	120	5,459,300	112	5,712,500	120	5,208,300	131	6,556,100
計	490	18,951,200	461	18,559,700	439	18,146,100	471	22,803,700

(注)各年度の決算額

(注)公益社団・財団法人には、旧民法第34条の規定により設立された特例民法法人、特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した移行一般社団法人等を含む。

《 個人市民税 》

納税義務者等の調(令和元年度)

(単位:千円)

区 分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納 税 者 義 務 者	均等割額	納 税 者 義 務 者	所得割額	納 税 者 義 務 者	均等割額	所得割額
給与所得者	6,167	21,583	-	-	284,263	994,921	49,541,499
営業等所得者	1,243	4,351	-	-	12,660	44,310	2,306,304
農業所得者	5	18	-	-	46	161	5,543
その他の 所得者	7,253	25,386	-	-	55,251	193,378	7,090,468
家屋敷等のみ	97	340	-	-	-	-	-
計	14,765	51,678	-	-	352,220	1,232,770	58,943,814

(単位:千円、%)

区 分	合 計						納 税 義 務 者 構 成 比
	均等割を納める者		所得割を納める者		納 税 義 務 者	税 額	
	納 税 者 義 務 者	均等割額	納 税 者 義 務 者	所得割額			
給与所得者	290,430	1,016,504	284,263	49,541,499	290,430	50,558,003	79.2
営業等所得者	13,903	48,661	12,660	2,306,304	13,903	2,354,965	3.8
農業所得者	51	179	46	5,543	51	5,722	0.0
その他の 所得者	62,504	218,764	55,251	7,090,468	62,504	7,309,232	17.0
家屋敷等のみ	97	340	-	-	97	340	0.0
計	366,985	1,284,448	352,220	58,943,814	366,985	60,228,262	100.0

(注)市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

総所得金額等に関する調（分離課税対象者分を除く）

年度 区分		27		28		29		30		元	
		所得額等	構成比	所得額等	構成比	所得額等	構成比	所得額等	構成比	所得額等	構成比
給与所得	所得者数 (人)	267,064	80.7	269,811	80.5	273,028	80.5	277,994	80.8	282,877	81.2
	総所得額 (千円)	907,016,631	85.0	922,019,456	85.0	935,416,350	85.1	954,584,671	85.3	977,971,932	85.6
	所得者 1人当り(円)	3,396,252	-	3,417,279	-	3,426,082	-	3,433,832	-	3,457,234	-
営業等所得	所得者数 (人)	12,137	3.7	12,239	3.7	12,693	3.7	12,690	3.7	12,578	3.6
	総所得額 (千円)	40,191,941	3.8	40,744,203	3.8	42,616,534	3.9	43,152,245	3.9	43,884,487	3.9
	所得者 1人当り(円)	3,311,522	-	3,329,047	-	3,357,483	-	3,400,492	-	3,488,988	-
農業所得	所得者数 (人)	37	0.0	45	0.0	56	0.0	46	0.0	44	0.0
	総所得額 (千円)	99,840	0.0	118,072	0.0	179,834	0.0	148,921	0.0	119,766	0.0
	所得者 1人当り(円)	2,698,378	-	2,623,822	-	3,211,321	-	3,237,413	-	2,721,955	-
その他の所得	所得者数 (人)	51,673	15.6	52,896	15.8	53,582	15.8	53,177	15.5	53,001	15.2
	総所得額 (千円)	119,174,505	11.2	121,239,803	11.2	121,560,305	11.0	120,740,417	10.8	120,141,843	10.5
	所得者 1人当り(円)	2,306,321	-	2,292,041	-	2,268,678	-	2,270,538	-	2,266,785	-
合計	所得者数 (人)	330,911	100.0	334,991	100.0	339,359	100.0	343,907	100.0	348,500	100.0
	総所得額 (千円)	1,066,482,917	100.0	1,084,121,534	100.0	1,099,773,023	100.0	1,118,626,254	100.0	1,142,118,028	100.0
	所得者 1人当り(円)	3,222,869	-	3,236,271	-	3,240,736	-	3,252,700	-	3,277,240	-
市民1人当り 総所得額(円)		1,475,184	-	1,503,067	-	1,524,336	-	1,547,869	-	1,579,992	-
1世帯当り 総所得額(円)		3,367,625	-	3,475,996	-	3,485,788	-	3,499,754	-	3,529,555	-

(注)市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

(注)人口・世帯は各年1月1日現在 [平成31年1月1日現在 人口 722,863人
世帯 323,587世帯]

課税標準段階別所得割額の調（分離課税対象者分を含む）

(単位:千円、%)

区 分	納税義務者 (A)	総所得金額等 (B)	所得割額 (C)	対 前 年 度 比			構成比 (A)
				(A)	(B)	(C)	
平成 26 年度	331,830	1,101,435,989	41,614,265	100.5	101.0	100.0	-
平成 27 年度	334,503	1,115,280,719	42,288,778	100.8	101.3	101.6	-
平成 28 年度	338,685	1,141,652,696	42,887,605	101.3	102.4	101.4	-
平成 29 年度	342,696	1,158,920,615	43,102,962	101.2	101.5	100.5	-
平成 30 年度	348,076	1,188,278,846	58,509,331	101.6	102.5	135.7	-
令和 元 年度	352,220	1,200,154,317	58,943,814	101.2	101.0	100.7	-
課 税 標 準 段 階 別							
10 万 円 以 下 の 金 額	13,052	19,684,456	471,929	100.0	108.2	111.1	3.7
10万円を超え100万円以下	105,045	147,288,184	4,523,924	101.1	100.6	99.8	29.8
100 " 200 "	100,217	250,509,051	11,136,009	100.8	99.9	99.4	28.5
200 " 300 "	59,975	226,999,902	11,076,728	101.3	101.3	100.5	17.0
300 " 400 "	31,152	160,656,535	8,365,404	101.8	102.6	101.7	8.9
400 " 550 "	23,376	154,306,998	8,456,691	100.9	100.3	99.7	6.6
550 " 700 "	8,214	68,312,793	3,912,232	100.2	99.7	99.1	2.3
700 " 1,000 "	6,291	65,675,848	4,003,288	106.6	100.8	103.1	1.8
1,000万円を超える金額	4,898	106,720,550	6,997,609	107.1	101.9	103.2	1.4
所 得 区 分 別							
給 与 所 得 者	282,877	977,971,932	48,836,241	101.8	102.4	102.0	80.3
営 業 等 所 得 者	12,578	43,884,487	2,246,003	99.1	101.7	101.2	3.6
農 業 所 得 者	44	119,766	5,363	95.7	80.4	69.3	0.0
そ の 他 の 所 得 者	53,001	120,141,843	5,275,763	99.7	99.5	98.8	15.0
分 離 課 税 対 象 者	3,720	58,036,289	2,580,444	89.2	83.3	84.5	1.1

(注)市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

《 法人市民税 》

資本金等の金額別納税義務者及び調定額（平成30年度）

区分 資本金等の金額別	均等割と法人税割のもの				均等割
	法人数	均等割額	法人税割額	計	法人数
1,000万円以下	4,113	264,916	952,525	1,217,441	8,473
1,000万円を超え1億円以下	1,283	189,921	847,543	1,037,464	982
1億円を超え10億円以下	464	122,252	599,052	721,304	191
うち5億円未満	317	81,706	329,942	411,648	145
10億円を超え50億円以下	209	139,219	393,463	532,682	58
50億円超	303	365,805	2,113,603	2,479,408	58
合 計	6,372	1,082,113	4,906,186	5,988,299	9,762

平成29年度から地方税法に規定する資本金等の額を基に集計している。

(単位:千円、%)

のみのもの	合 計						
	均等割額	法人数	構成比	均等割額	法人税割額	計	構成比
	416,466	12,586	78.0	681,382	952,525	1,633,907	24.5
	126,549	2,265	14.0	316,470	847,543	1,164,013	17.5
	38,194	655	4.1	160,446	599,052	759,498	11.4
	28,539	462	2.9	110,245	329,942	440,187	6.6
	33,237	267	1.7	172,456	393,463	565,919	8.5
	62,630	361	2.2	428,435	2,113,603	2,542,038	38.1
	677,076	16,134	100.0	1,759,189	4,906,186	6,665,375	100.0

資本金等の金額別超過額 (平成30年度)

(単位:千円、%)

資本金等の金額	税率 (1)	納税義務者 (2)	調定額 A	標準税率 B	超過額 A-B	構成比 (A-B)/A	
5億円未満	9.7% (12.3%)	15,313 5,713	2,130,011	2,130,011	0	0	
超過 税率	うち5億円以上 10億円未満	10.9% (13.5%)	191 145	267,500	238,050	29,450	11.0
	うち10億円以上	12.1% (14.7%)	630 514	2,508,675	2,011,087	497,588	19.8
	小計 (対象法人)		821 659	2,776,175	2,249,137	527,038	19.0
合計		16,134 6,372	4,906,186	4,379,148	527,038	10.7	
納税義務者のうち、超過税率 対象法人が占める割合		5.1 10.3					

1 上段:平成26年10月1日以降に開始した事業年度、下段:平成26年9月30日以前に開始した事業年度

2 上段:納税義務者数、下段:均等割と法人税割のある納税義務者数

法人業種別納税義務者（平成30年度）

区 分	法 人 数		資 本 金 等 の 金 額 別 法 人 数					
		構 成 比	1,000万円 以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超10億円以下 うち5億円未満	10億円超 50億円以下	50億円超	
農 業 ・ 林 業	86	0.5	72	12	2	2	0	0
漁 業	0	0.0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	2	0.0	0	2	0	0	0	0
建 設 業	3,056	18.9	2,633	331	37	27	16	39
製 造 業	2,029	12.6	1,423	389	99	72	39	79
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	14	0.1	11	1	0	0	1	1
情 報 通 信 業	39	0.2	29	4	3	3	1	2
運 輸 業 ・ 郵 便 業	541	3.4	292	182	34	24	11	22
卸 売 業 ・ 小 売 業	3,290	20.4	2,365	517	214	148	95	99
金 融 業 ・ 保 険 業	199	1.2	123	8	10	7	10	48
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	1,603	9.9	1,398	140	34	21	17	14
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	2,197	13.6	1,860	229	77	56	21	10
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	785	4.9	588	91	60	38	27	19
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	471	2.9	364	62	29	22	9	7
教 育 ・ 学 習 支 援 業	38	0.2	32	4	0	0	2	0
医 療 ・ 福 祉	773	4.8	604	129	28	23	6	6
複 合 サ ー ビ ス 業	63	0.4	39	17	3	1	0	4
サ ー ビ ス 業	868	5.4	687	141	21	15	10	9
公 務	2	0.0	1	0	0	0	0	1
分 類 不 能 産 業	78	0.6	65	6	4	3	2	1
合 計	16,134	100.0	12,586	2,265	655	462	267	361
構 成 比	-	-	78.0	14.0	4.1	2.9	1.7	2.2

区分については、平成30年度から日本標準産業分類(第13回改訂)に基づき集計した。

10. 固定資産税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円)

年度 区分		27		28		29		30	
		納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
固定資産税	土地	240,645	19,056,668	241,798	19,092,969	244,682	19,042,587	246,444	19,256,121
	家屋		17,666,575		18,173,075		18,546,170		18,371,740
	償却資産	5,842	5,857,484	6,263	6,007,867	6,429	6,198,981	6,749	6,494,016
	計	246,487	42,580,727	248,061	43,273,911	251,111	43,787,738	253,193	44,121,877
交付金及び納付金	国 有	9	532,648	9	521,932	8	508,461	8	491,689
	県 有 等	13	532,389	13	535,967	13	535,596	13	526,344
	計	22	1,065,037	22	1,057,899	21	1,044,057	21	1,018,033
合 計		246,509	43,645,764	248,083	44,331,810	251,132	44,831,795	253,214	45,139,910

(注) 各年度の決算額

(2) 資産別納税義務者数(令和元年度)

区 分	納 税 義 務 者 数		
	総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
土 地	175,835	9,346	166,489
家 屋	216,919	1,821	215,098
償 却 資 産	16,197	10,088	6,109

(注) 平成31年度固定資産概要調書(平成31年1月1日現在)

(3) 土地に関する概要(令和元年度)

区 分 地 目		地 積				決	
		総地積 (イ)=(ロ)+(ハ) (m ²)	非課税地積 (ロ) (m ²)	評価総地積 (ハ) (m ²)	法定免税点 未滿のもの (ニ) (m ²)	法定免税点 以上のもの (ホ)=(ハ)-(ニ) (m ²)	総 額 (ヘ) (千円)
田		1,475,832	13,035	1,462,797	167,507	1,295,290	441,699
畑		19,315,489	674,984	18,640,505	2,533,458	16,107,047	82,918,414
宅 地	住宅 用地			29,149,978	84,051	29,065,927	2,560,942,421
	小規模住宅 用地						
	一般住宅 用地			6,365,919	2,907	6,363,012	357,277,865
	非住宅用地			12,206,888	1,754	12,205,134	807,724,139
計		52,358,594	4,635,809	47,722,785	88,712	47,634,073	3,725,944,425
塩 田		0	0				
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0
池 沼		6,088,584	6,088,584	0	0	0	0
山 林		68,803,112	11,246,943	57,556,169	5,786,437	51,769,732	5,931,984
牧 場		0	0	0	0	0	0
原 野		8,218,418	3,966,141	4,252,277	470,184	3,782,093	65,726
雑 種 地	ゴルフ場の用地	7,787,185	8,147	7,779,038	237	7,778,801	28,485,620
	遊園地等の用地	968,681	17,420	951,261	0	951,261	1,208,102
	鉄 軌 道 用 地	929,923	53,099	876,824	0	876,824	34,276,189
	その他の雑種地	11,737,097	3,502,546	8,234,551	333,742	7,900,809	378,405,211
	計	21,422,886	3,581,212	17,841,674	333,979	17,507,695	442,375,122
そ の 他		161,241,886	161,241,886				
合 計		338,924,801	191,448,594	147,476,207	9,380,277	138,095,930	4,257,677,370

(注)平成31年度固定資産概要調書(平成31年1月1日現在)

定 価 格			筆 数					単位当り価格	
法定免税点 未満のもの (ト) (千円)	法定免税点 以上のもの (チ)=(ハ)-(ト) (千円)	(チ)にかかる 課税標準額 (リ) (千円)	総筆数 (マ)=(ル)+(ゾ) (ゾ)	非課税地 筆 数 (ル)	評 価 総筆数 (ゾ)	法定免税 点未満の もの (ヅ)	法定免税 点以上の もの (カ)=(ヅ)-(ヅ)	平均価格 (コ)= $\frac{(ハ)}{(ル)}$ (円 / m ²)	最高価格 (ク) (円 / m ²)
15,323	426,376	213,824	3,189	118	3,071	378	2,693	302	61,529
130,709	82,787,705	30,249,080	38,265	1,630	36,635	5,198	31,437	4,448	172,800
1,553,776	2,559,388,645	425,488,107	/	/	223,513	2,589	220,924	87,854	699,098
52,813	357,225,052	118,827,767	/	/	51,831	352	51,479	56,124	294,000
5,664	807,718,475	524,814,817	/	/	19,515	35	19,480	66,170	733,944
1,612,253	3,724,332,172	1,069,130,691	300,317	5,458	294,859	2,976	291,883	78,075	733,944
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	5,858	5,858	0	0	0	0	0
109,215	5,822,769	3,001,463	41,064	4,535	36,529	6,536	29,993	103	127,520
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,810	57,916	57,905	6,176	521	5,655	1,046	4,609	15	46
322	28,485,298	19,939,709	2,932	12	2,920	5	2,915	3,662	17,000
0	1,208,102	845,671	313	1	312	0	312	1,270	1,270
0	34,276,189	21,104,899	3,119	105	3,014	0	3,014	39,091	536,933
50,354	378,354,857	243,334,276	36,114	6,407	29,707	1,862	27,845	45,953	633,360
50,676	442,324,446	285,224,555	42,478	6,525	35,953	1,867	34,086	24,794	633,360
/	/	/	192,762	192,762	/	/	/	/	/
1,925,986	4,255,751,384	1,387,877,518	630,109	217,407	412,702	18,001	394,701	28,870	/

(4) 家屋に関する概要(令和元年度)

区 分		個人が所有する家屋			法人
		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数
棟 数	木 造	149,654	2,198	147,456	3,206
	木 造 以 外	36,195	193	36,002	8,627
	計	185,849	2,391	183,458	11,833
床 面 積	木 造	15,224,930	107,337	15,117,593	416,644
	木 造 以 外	10,816,629	4,686	10,811,943	8,554,188
	計 (m ²)	26,041,559	112,023	25,929,536	8,970,832
決 定 価 格	木 造	441,293,873	132,422	441,161,451	14,244,287
	木 造 以 外	528,469,950	20,201	528,449,749	431,998,759
	計 (千円)	969,763,823	152,623	969,611,200	446,243,046
単 位 当 り 価 格 (m ² 当 り 円)	木 造	28,985	1,234	29,182	34,188
	木 造 以 外	48,857	4,311	48,876	50,501
	計 (円)	37,239	1,362	37,394	49,744

(注) 単位当り価格 = 決定価格 ÷ 床面積

(注) 平成31年度固定資産概要調書(平成31年1月1日現在)

非 課 税 家 屋	
棟 数	4,313
床 面 積 (m ²)	1,733,010

(注) 平成31年度固定資産概要調書(平成31年1月1日現在)

が 所 有 す る 家 屋		合 計		
法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
25	3,181	152,860	2,223	150,637
26	8,601	44,822	219	44,603
51	11,782	197,682	2,442	195,240
1,075	415,569	15,641,574	108,412	15,533,162
693	8,553,495	19,370,817	5,379	19,365,438
1,768	8,969,064	35,012,391	113,791	34,898,600
2,462	14,241,825	455,538,160	134,884	455,403,276
2,505	431,996,254	960,468,709	22,706	960,446,003
4,967	446,238,079	1,416,006,869	157,590	1,415,849,279
2,290	34,271	29,124	1,244	29,318
3,615	50,505	49,583	4,221	49,596
2,809	49,753	40,443	1,385	40,570

(5) 償却資産に関する概要(令和元年度)

種 類		決 定 価 格
市長が価格等を決定したものの	構 築 物	96,618,384
	機 械 及 び 装 置	144,804,360
	船 舶	65,618
	航 空 機	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,646,821
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	119,447,706
	小 計 (口)	362,582,889
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したものの	102,672,222
	道府県知事が価格等を決定し、配分したものの	0
	小 計 (ハ)	102,672,222
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したものの (ニ)		0
合 計 (口) + (ハ) + (ニ)		465,255,111
同 上 内 訳	市 町 村 分 の 額	
	道 府 県 分 の 額	

(注)平成31年度固定資産概要調書(平成31年1月1日現在)

市長が価格等を決定したもののうち課税標準の

区 分	法第349条の3 第 3 項 (ガス事業用資産)	法第349条の3 第 10 項 (日本放送協会)	法第349条の3 第 16 項 (宇宙航空研究 開発機構)	法第349条の3 第 20 項 (新エネルギー・産 業技術総合開 発機構)	法第349条の3 第 21 項 (科学技術振興 機構)	法第349条の3 第 32 項 (国立研究開発法 人日本医療研究 開発機構)	法第349条の3 旧第18項 (石油天然ガス・ 金属鉱物資源 機構)	法附則第15条 第 1 項 (倉庫等)	法附則第15条 第 2 項 (公共の危害防 止施設等)
決定価格	46,593	59,949	252,893	42,868	7,732	37,607	4,927	47,185	189,571
課税標準額	25,675	29,975	89,204	14,289	3,866	12,536	3,695	31,457	63,190

(注)平成31年度固定資産概要調書(平成31年1月1日現在)

(単位:千円)

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課 税 標 準 の 特 例 規 定 の 適 用 を 受 け る も の (イ)	(イ) 以 外 の も の
96,420,850	159,574	96,216,276
142,275,958	1,832,028	140,443,930
65,618	0	65,618
0	0	0
1,646,821	0	1,646,821
119,348,757	54,921	119,293,836
359,758,004	2,046,523	357,711,481
97,457,293		
0		
97,457,293		
0		
457,215,297		
457,215,297		
0		

特例規定の適用を受けるもの

(単位:千円)

法附則第15条 第2項6号 (公共の危害防止 施設等[わがまち 特例適用分])	法附則第15条 第24項 (日本郵政公社 の民営化に係 る承継特例)	法附則第15条 第33項 (再生可能エネ ルギー発電設 備)	法附則第15条 第33項 (再生可能エネ ルギー発電設備(太陽 光)[わがまち特例適 用分])	法附則第15条 第42項 (無電柱化)	法附則第15条 第44項 (特定事業所内保育 施設[わがまち特例 適用分])	法附則第15条 第47項 (先端設備等)	法附則第15条 旧第3項 (公害防止設備)	法附則第15条 旧第43項 (経営力向上 設備等)
3,143	57,665	58,094	47,306	4,614	21,186	621,781	1,528	3,212,355
2,357	48,054	38,729	31,537	3,076	7,062	0	509	1,606,178

(6) 土地・家屋価格等縦覧帳簿縦覧及び評価審査状況調

ア. 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧、固定資産課税台帳閲覧状況

(単位:人)

年度	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧者数			固定資産課税台帳閲覧者数
	土地のみ	家屋のみ	土地及び家屋	
27	12	5	20	610
28	9	6	15	586
29	4	0	14	595
30	7	1	9	676
元	15	4	13	601

イ. 評価審査状況

(単位:人、件)

年度	固定資産の別	審査申出人数	審査申出件数	取下	審査結果		
					却下	容認	棄却
27	土地	3	4	-	-	3	1
	家屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	3	4	-	-	3	1
28	土地	1	2	-	-	-	2
	家屋	1	1	-	-	-	1
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	2	3	-	-	-	3
29	土地	-	-	-	-	-	-
	家屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
30	土地	5	5	2	-	1	2
	家屋	2	2	-	-	1	1
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	7	7	2	-	2	3
元	土地	-	-	-	-	-	-
	家屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-

(注)平成30年度までは完結、令和元年度は7月末時点の件数

(7) 減免状況

(単位:円)

事由区分	27		28		29		30	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
生活保護	500	6,502,211	513	6,353,552	547	6,562,556	548	6,629,930
災害	22	332,149	15	275,577	27	486,740	33	933,433
その他 (子どもの広場等)	1,992	284,005,616	2,188	304,219,731	2,114	266,732,393	2,033	249,260,389
計	2,514	290,839,976	2,716	310,848,860	2,688	273,781,689	2,614	256,823,752

(注)各年度の決算額

(8) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金

(単位:円)

年度	区分	台帳価格			計	調定額
		土地	家屋	償却資産		
平成27年度	国有	15,597,621,528	3,929,349,536	27,245,899,945	46,772,871,009	532,648,100
	県有等	41,830,157,189	16,191,210,505	15,151,559,880	73,172,927,574	532,389,100
	計	57,427,778,717	20,120,560,041	42,397,459,825	119,945,798,583	1,065,037,200
平成28年度	国有	15,893,747,745	3,812,314,209	26,474,401,255	46,180,463,209	521,932,100
	県有等	42,608,483,022	16,780,574,333	15,066,076,682	74,455,134,037	535,967,000
	計	58,502,230,767	20,592,888,542	41,540,477,937	120,635,597,246	1,057,899,100
平成29年度	国有	15,643,529,937	3,557,777,265	25,722,245,682	44,923,552,884	508,460,500
	県有等	42,985,135,517	16,522,126,242	15,215,167,161	74,722,428,920	535,596,000
	計	58,628,665,454	20,079,903,507	40,937,412,843	119,645,981,804	1,044,056,500
平成30年度	国有	13,972,244,933	3,024,435,446	24,984,962,318	41,981,642,697	491,689,000
	県有等	42,868,011,600	16,420,027,646	14,672,033,931	73,960,073,177	526,344,100
	計	56,840,256,533	19,444,463,092	39,656,996,249	115,941,715,874	1,018,033,100
令和元年度	国有	14,054,912,982	3,728,948,440	24,280,541,838	42,064,403,260	485,738,500
	県有等	42,219,543,444	16,305,701,977	15,804,984,973	74,330,230,394	529,844,300
	計	56,274,456,426	20,034,650,417	40,085,526,811	116,394,633,654	1,015,582,800

(注) 平成30年度までは決算額、令和元年度は決算見込額

1 1 . 軽自動車税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		27		28		29		30			
		台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額		
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下	31,828	31,828	30,549	61,055	29,639	59,260	28,816	57,628		
	ミ 二 力 ー	545	1,362	538	1,991	548	2,028	579	2,142		
	50 cc を 超 え 90 cc 以下	2,369	2,843	2,324	4,643	2,259	4,518	2,203	4,410		
	90 cc を 超 え 125 cc 以下	8,646	13,833	8,928	21,425	9,341	22,417	9,729	23,350		
	米 軍	9	5	11	5	9	4	9	4		
	計	43,397	49,871	42,350	89,119	41,796	88,227	41,336	87,534		
軽 自 動 車	二 輪 車	一 般	9,678	23,227	9,623	34,638	9,640	34,696	9,631	34,671	
		米 軍	11	11	12	12	9	9	6	6	
	三 輪 車		14	43	14	64	13	58	12	54	
	四 輪 車	乗 用	一 般	72,375	521,099	74,343	605,773	75,765	648,217	76,931	683,558
			米 軍	50	150	60	180	67	201	98	294
		貨 物	一 般	24,274	95,777	24,190	110,374	24,025	111,971	24,096	114,152
			米 軍	9	27	9	27	4	12	9	27
	計		106,411	640,334	108,251	751,068	109,523	795,164	110,783	832,762	
	小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 用		1,470	1,470	1,485	2,970	1,472	2,944	1,477	2,954
		そ の 他 の も の		785	3,690	782	4,614	787	4,643	805	4,750
計		2,255	5,160	2,267	7,584	2,259	7,587	2,282	7,704		
二 輪 の 小 型 自 動 車	一 般		9,094	36,376	9,236	55,390	9,285	55,704	9,305	55,830	
	米 軍		35	35	37	37	41	41	38	38	
	計		9,129	36,411	9,273	55,427	9,326	55,745	9,343	55,868	
合 計	一 般		161,078	731,548	162,012	902,937	162,774	946,456	163,584	983,499	
	米 軍		114	228	129	261	130	267	160	369	
	計		161,192	731,776	162,141	903,198	162,904	946,723	163,744	983,868	
対 前 年 度 比		102.0	103.7	100.6	123.4	100.5	104.8	100.5	103.9		

(注)各年度の決算額

(注)表中米軍は「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例」等に基づき課税したもの

(2) 減免状況

(単位:円)

事由区分		27		28		29		30	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
身 体 障 害 者		1,435	9,810,000	1,592	12,246,900	1,688	13,733,400	1,745	14,689,500
そ の 他		140	784,400	145	882,900	140	902,000	141	942,600
合 計		1,575	10,594,400	1,737	13,129,800	1,828	14,635,400	1,886	15,632,100

(注)各年度の決算額

12. 市たばこ税

(1) 調定額等の推移

(単位:千本、千円、%)

区 分		年 度			
		27	28	29	30
売 渡 し 本 数	旧 3 級 品 以 外	865,692	846,056	801,124	765,734
	旧 3 級 品	44,172	41,682	33,911	26,038
	計	909,864	887,738	835,035	791,772
調 定 額	旧 3 級 品 以 外	4,555,270	4,451,945	4,215,518	4,169,805
	旧 3 級 品	110,209	120,234	112,356	102,651
	計	4,665,479	4,572,179	4,327,874	4,272,456
対 前 年 度 比	売 渡 し 本 数	98.3	97.6	94.1	94.8
	調 定 額	98.2	98.0	94.7	98.7

(注)各年度の決算額

13. 特別土地保有税

平成15年度以降課税停止(地方税法附則第31条第1項)

14. 入湯税

相模原市は、これまで課税実績がありません。

15. 事業所税

(1) 調定額等の推移

(単位: m²、千円、人)

年度		27	28	29	30
資産割	申告件数	842	862	866	861
	事業所床面積	5,530,494	5,773,704	5,773,059	5,719,855
	課税標準額	4,462,425	4,675,181	4,680,638	4,526,469
	調定額	2,639,192	2,754,010	2,763,251	2,715,847
従業者割	申告件数	144	158	154	148
	従業者給与総額	168,291,302	175,902,611	178,701,435	172,010,769
	課税標準額	159,248,049	166,010,467	168,494,634	162,136,299
	調定額	397,155	414,053	420,167	405,333
計	申告件数	855	878	880	880
	調定額	3,036,347	3,168,063	3,183,418	3,121,180

(注) 各年度の決算額

(2) 減免状況

(単位: 円)

年度	27		28		29		30	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
指定自動車教習所	2	770,922	2	770,922	2	770,922	2	770,922
一般貸切旅客自動車運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類の保管倉庫	3	1,073,103	3	1,484,517	3	1,597,755	4	2,783,490
織物等の保管倉庫	2	766,917	2	900,477	2	1,054,953	2	1,355,214
農産業者の共同利用施設	1	1,105,380	1	1,105,380	1	1,105,380	0	0
旧中小企業進行事業団法	0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫業の用に供する倉庫	20	32,073,258	23	38,878,265	25	37,291,081	26	42,538,917
タクシー事業の用に供するもの	1	638,552	1	627,742	1	590,657	1	564,685
果実飲料、炭酸飲料の保管倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0
家具の保管倉庫	6	1,188,093	7	2,293,398	7	2,330,127	6	1,224,837
ビルの室内清掃、設備管理	1	255,432	1	118,666	1	97,615	2	216,022
漬物の製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者が管理する公の施設	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙回収の事業に供する施設	4	1,321,152	4	1,321,152	4	1,321,152	4	1,321,152
その他市長が認める場合	0	0	1	4,529,580	0	0	0	0
計	40	39,192,809	45	52,030,099	46	46,159,642	47	50,775,239

(注) 各年度の決算額

16. 都市計画税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円)

年度 区分	27		28		29		30	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
土地	212,384	5,229,697	213,606	5,234,070	216,254	5,226,666	217,989	5,302,415
家屋		3,643,558		3,738,896		3,816,061		3,778,645
計	212,384	8,873,255	213,606	8,972,966	216,254	9,042,727	217,989	9,081,060

(注) 各年度の決算額

(2) 減免状況

(単位:円)

年度 事由区分	27		28		29		30	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
生活保護	322	1,347,353	319	1,318,190	308	1,297,435	337	1,323,676
災害	20	45,535	11	31,163	13	58,312	31	194,858
その他 (子どもの広場等)	1,198	42,038,281	1,221	45,741,909	1,238	38,384,201	1,129	34,084,734
計	1,540	43,431,169	1,551	47,091,262	1,559	39,739,948	1,497	35,603,268

(注) 各年度の決算額

17. 地方譲与税・県税交付金

(単位:千円、%)

地方譲与税 ・ 道路譲与税 ・ 油路譲与税	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	譲与額	817,622	776,309	768,903	780,500	5.1	1.0	1.5
期別内訳	6月	256,726	224,858	222,496	218,528	12.4	1.1	1.8
	11月	259,332	328,440	320,991	316,640	26.6	2.3	1.4
	3月	301,564	223,011	225,416	245,332	26.0	1.1	8.8
自動車重量税	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	譲与額	892,985	899,977	902,945	916,186	0.8	0.3	1.5
期別内訳	6月	251,328	246,073	263,574	238,543	2.1	7.1	9.5
	11月	374,075	366,352	372,608	373,674	2.1	1.7	0.3
	3月	267,582	287,552	266,763	303,969	7.5	7.2	13.9
石油ガス譲与税	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	譲与額	30,226	29,172	28,778	28,121	3.5	1.4	2.3
期別内訳	6月	8,134	7,413	7,222	7,090	8.9	2.6	1.8
	11月	11,760	12,182	12,048	11,850	3.6	1.1	1.6
	3月	10,332	9,577	9,508	9,181	7.3	0.7	3.4
利子割交付金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交付額	170,588	88,899	135,125	126,999	47.9	52.0	6.0
期別内訳	8月	91,665	35,000	49,231	52,809	61.8	40.7	7.3
	12月	44,655	24,861	54,188	49,288	44.3	118.0	9.0
	3月	34,268	29,038	31,706	24,902	15.3	9.2	21.5
配当割交付金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交付額	662,020	462,982	635,866	533,057	30.1	37.3	16.2
期別内訳	8月	141,939	130,804	141,467	144,770	7.8	8.2	2.3
	12月	28,805	26,373	30,550	27,825	8.4	15.8	8.9
	3月	491,276	305,805	463,849	360,462	37.8	51.7	22.3
株式等譲渡所得割交付金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交付額	713,199	286,508	685,490	468,185	59.8	139.3	31.7
期別内訳	8月	-	-	-	-	-	-	-
	12月	-	-	-	-	-	-	-
	3月	713,199	286,508	685,490	468,185	59.8	139.3	31.7

(単位:千円、%)

分交 離課 税付 所得 割金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交 付 額	-	-	118,395	489,678	-	皆増	313.6
期 別 内 訳	8月	-	-	-	-	-	-	-
	12月	-	-	-	-	-	-	-
	3月	-	-	118,395	489,678	-	皆増	313.6
県 民 税 所 得 割 金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交 付 額	-	-	14,026,455	1,618,678	-	皆増	88.5
期 別 内 訳	8月	-	-	4,675,485	1,618,678	-	皆増	65.4
	12月	-	-	4,675,485	-	-	皆増	-
	3月	-	-	4,675,485	-	-	皆増	-
地 方 消 費 税 交 付 金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交 付 額	12,515,470	11,216,543	11,601,691	12,238,490	10.4	3.4	5.5
期 別 内 訳	6月	2,262,743	2,775,590	2,783,101	2,999,324	22.7	0.3	7.8
	9月	5,012,344	3,572,625	3,799,135	3,873,816	28.7	6.3	2.0
	12月	2,228,765	2,078,076	2,058,082	2,170,048	6.8	1.0	5.4
	3月	3,011,618	2,790,252	2,961,373	3,195,302	7.4	6.1	7.9
ゴ 交 ル フ 場 利 用 税 金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交 付 額	180,753	176,456	169,751	162,894	2.4	3.8	4.0
期 別 内 訳	8月	74,785	73,851	71,841	66,591	1.2	2.7	7.3
	12月	61,787	59,798	56,475	54,141	3.2	5.6	4.1
	3月	44,181	42,807	41,435	42,162	3.1	3.2	1.8
自 交 動 車 取 得 税 金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交 付 額	700,367	828,525	1,016,125	1,017,221	18.3	22.6	0.1
期 別 内 訳	8月	241,696	272,898	313,878	293,961	12.9	15.0	6.3
	12月	244,974	252,378	319,692	340,777	3.0	26.7	6.6
	3月	213,697	303,249	382,555	382,483	41.9	26.2	0.0
軽 油 引 取 税 金	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 比		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
	交 付 額	3,007,174	3,024,638	3,107,304	3,234,095	0.6	2.7	4.1
期 別 内 訳	8月	1,246,699	1,246,943	1,261,478	1,320,003	0.0	1.2	4.6
	12月	999,896	1,009,316	1,049,267	1,092,254	0.9	4.0	4.1
	3月	760,579	768,379	796,559	821,838	1.0	3.7	3.2

18. 過誤納金還付・充当処理状況 (平成30年度)

(単位:円)

区分	区分 税目	本 税		延 滞 金		加 算 金		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
歳入	市・県民税	13,512	400,802,084	208	1,329,187	7	11,700	13,720	402,131,271
	法人市民税	1,052	133,640,441	9	15,800	106	875,800	1,061	133,656,241
	固定資産税 都市計画	2,539	95,826,262	77	414,022	14	65,500	2,616	96,240,284
	軽自動車税	486	2,669,086	15	40,460	0	0	501	2,709,546
	市たばこ税	4	10,474	0	0	0	0	4	10,474
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	16	8,010,144	1	16,300	0	0	17	8,026,444
	計	17,609	640,958,491	310	1,815,769	127	953,000	17,919	642,774,260
歳出	市・県民税	5,916	190,847,100	85	392,645	157	398,900	6,165	191,650,345
	法人市民税	1,154	176,739,100	10	43,700	159	1,563,900	1,429	179,222,500
	固定資産税 都市計画	1,044	18,502,300	24	90,400	96	374,300	1,178	19,032,500
	軽自動車税	140	507,900	3	3,500	0	0	143	511,400
	市たばこ税	1	919	0	0	0	0	1	919
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	5	7,200,400	0	0	1	4,900	6	7,205,300
	返還金	25	5,222,000	1	500	25	2,952,070	51	8,174,570
	計	8,285	399,019,719	123	530,745	438	5,294,070	8,973	405,797,534
合計	市・県民税	19,428	591,649,184	293	1,721,832	164	410,600	19,885	593,781,616
	法人市民税	2,206	310,379,541	19	59,500	265	2,439,700	2,490	312,878,741
	固定資産税 都市計画	3,583	114,328,562	101	504,422	110	439,800	3,794	115,272,784
	軽自動車税	626	3,176,986	18	43,960	0	0	644	3,220,946
	市たばこ税	5	11,393	0	0	0	0	5	11,393
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	21	15,210,544	1	16,300	1	4,900	23	15,231,744
	返還金	25	5,222,000	1	500	25	2,952,070	51	8,174,570
	計	25,894	1,039,978,210	433	2,346,514	565	6,247,070	26,892	1,048,571,794

(注) 歳入の加算金は、歳出の合計に含まれる

19 . 督促状発付状況調 (平成30年度)

(単位:千円、%)

税目		区分 期	発付件数	発付割合	発付税額	発付割合
市 ・ 県 民 税	普通徴収	1	18,100	20.2	541,888	14.5
		2	18,475	21.2	585,419	15.2
		3	19,333	22.1	668,026	16.5
		4	20,084	21.9	757,176	17.0
		随時	2,235	29.0	168,044	34.9
		小計	78,227	21.5	2,720,553	16.4
	特別徴収	19,310	3.6	587,862	1.1	
法人市民税			1,099	4.9	74,840	1.1
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	1	20,560	8.4	580,019	4.8	
	2	18,894	7.7	551,016	4.8	
	3	23,061	9.4	666,403	5.8	
	4	15,190	6.2	457,655	4.0	
	随時	217	13.1	10,218	19.3	
	小計	77,922	8.0	2,265,311	4.8	
固定資産税 (償却資産)	1	186	3.2	7,982	0.5	
	2	187	3.0	6,424	0.4	
	3	225	3.6	8,890	0.6	
	4	196	3.1	12,999	0.8	
	随時	59	10.4	3,775	6.4	
	小計	853	3.4	40,070	0.6	
軽自動車税			23,448	14.3	137,413	14.0
市たばこ税			20	2.6	361	0.0
特別土地保有税			0	0.0	0	0.0
事業所税			18	2.0	15,335	0.5
合計			200,897	9.6	5,841,745	4.2

20. 差押・参加差押処分状況調 (平成30年度)

(単位:円)

区 分		差 押		参 加 差 押		計		
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
不 動 産 ・ 動 産	前年からの繰越	7,206	290,190,933	9,993	482,647,366	17,199	772,838,299	
	執 行	2,584	194,061,305	1,182	72,150,755	3,766	266,212,060	
	解 除	2,384	147,398,057	1,744	109,614,834	4,128	257,012,891	
	翌年へ繰越	7,406	336,854,181	9,431	445,183,287	16,837	782,037,468	
債 貯 金 等 の 他	預 貯 金	前年からの繰越	326	23,520,024	/		326	23,520,024
		執 行	6,221	449,886,548			6,221	449,886,548
		解 除	5,796	418,896,471			5,796	418,896,471
		翌年へ繰越	751	54,510,101			751	54,510,101
	そ の 他	前年からの繰越	5,771	324,016,892			5,771	324,016,892
		執 行	7,917	644,848,849			7,917	644,848,849
		解 除	6,339	385,759,504			6,339	385,759,504
		翌年へ繰越	7,349	583,106,237			7,349	583,106,237
計	前年からの繰越	13,303	637,727,849	9,993	482,647,366	23,296	1,120,375,215	
	執 行	16,722	1,288,796,702	1,182	72,150,755	17,904	1,360,947,457	
	解 除	14,519	952,054,032	1,744	109,614,834	16,263	1,061,668,866	
	翌年へ繰越	15,506	974,470,519	9,431	445,183,287	24,937	1,419,653,806	

21. 徴収猶予状況調 (平成30年度)

(単位:円)

法 第 15 条 第 1 項										法第15条 第2項		累 計	
第 1 号 〔災害、盗難に あったとき〕		第 2 号 〔病気、負傷 したとき〕		第 3 号 〔事業廃止・休止 したとき〕		第 4 号 〔事業に著しい 損失を受けたとき〕		第 5 号 〔第1号～第4号に 類するとき〕		〔課税遅延が あったとき〕			
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

22. 換価猶予状況調 (平成30年度)

(単位:円)

法 第 15 条 の 5 第 1 項				累 計	
第 1 号 〔事業、生活の維持を 困難にする恐れがあるとき〕		第 2 号 〔徴収上有利であるとき〕			
件数	税額	件数	税額	件数	税額
260	18,038,967	60	7,903,670	320	25,942,637

23. 公売処分状況調 (平成30年度)

(単位: 円)

区 分	対 象 件 数	公 売 実 績	
		件 数	換 価 代 金
不 動 産	9	6	28,955,000
動 産	6	6	3,584,000
計	15	12	32,539,000

24. 不納欠損処分状況調 (平成30年度)

事由別不納欠損額調

(単位: 円)

区 分 税 目	執行停止による納税義務消滅				時 効 完 成				合 計	
	法第15条の7第4項 〔執行停止後〕 〔3年経過のもの〕		法第15条の7第5項 〔即時消滅に〕 〔よるもの〕		法 第 18 条 〔執行停止処分が〕 〔されていたもの〕		〔消滅時効に〕 〔よるもの〕			
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
市 民 税	650	32,396,708	939	79,402,322	705	34,533,101	1,779	68,371,717	4,073	214,703,848
個 人	647	31,337,608	850	58,587,041	700	34,290,501	1,698	63,884,217	3,895	188,099,367
法 人	3	1,059,100	89	20,815,281	5	242,600	81	4,487,500	178	26,604,481
固 定 資 産 税	114	5,985,083	317	73,808,223	30	1,631,867	310	7,880,070	771	89,305,243
土 地・家 屋	114	5,985,083	301	61,144,926	30	1,631,867	304	7,687,063	749	76,448,939
償 却 資 産	0	0	16	12,663,297	0	0	6	193,007	22	12,856,304
軽 自 動 車 税	161	510,200	251	1,084,000	166	452,700	1,207	3,613,337	1,785	5,660,237
市 た ば こ 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 業 所 税	0	0	0	0	1	932,500	0	0	1	932,500
都 市 計 画 税	114	1,444,433	301	14,756,640	30	393,833	304	1,855,186	749	18,450,092
計	925	40,336,424	1,507	169,051,185	902	37,944,001	3,296	81,720,310	6,630	329,051,920

(注)都市計画税の件数は、固定資産税(土地・家屋)の内数

25 . 市税納付方法別利用状況調 (平成30年度)

(1) 利用件数

(単位:件、%)

区分 税目	窓口納付	ペイジー納付	コンビニ納付	クレジット カード納付	口座振替	税目計
市・県民税 (普通徴収)	75,337 (23.6)	15,471 (4.9)	176,075 (55.2)	5,590 (1.8)	46,305 (14.5)	318,778 (100.0)
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	154,626 (24.3)	23,730 (3.7)	222,580 (34.9)	9,795 (1.5)	226,639 (35.6)	637,370 (100.0)
固定資産税 (償却資産)	8,180 (57.4)	686 (4.8)	1,525 (10.7)	86 (0.6)	3,766 (26.5)	14,243 (100.0)
軽自動車税	48,307 (29.5)	4,011 (2.5)	96,725 (59.0)	3,113 (1.9)	11,674 (7.1)	163,830 (100.0)
納付方法計	286,450 (25.3)	43,898 (3.9)	496,905 (43.8)	18,584 (1.6)	288,384 (25.4)	1,134,221 (100.0)

(2) 利用金額

(単位:円、%)

区分 税目	窓口納付	ペイジー納付	コンビニ納付	クレジット カード納付	口座振替	税目計
市・県民税 (普通徴収)	7,134,403,785 (41.6)	1,274,735,040 (7.4)	5,167,989,103 (30.2)	250,649,812 (1.5)	3,315,005,340 (19.3)	17,142,783,080 (100.0)
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	24,471,544,207 (52.2)	1,815,523,313 (3.9)	7,183,065,645 (15.3)	422,733,838 (0.9)	13,017,050,900 (27.7)	46,909,917,903 (100.0)
固定資産税 (償却資産)	5,027,205,187 (77.3)	191,829,100 (2.9)	47,110,361 (0.7)	5,508,900 (0.1)	1,233,146,000 (19.0)	6,504,799,548 (100.0)
軽自動車税	291,444,782 (29.7)	23,724,400 (2.4)	576,530,222 (58.8)	18,482,400 (1.9)	70,320,500 (7.2)	980,502,304 (100.0)
納付方法計	36,924,597,961 (51.6)	3,305,811,853 (4.6)	12,974,695,331 (18.1)	697,374,950 (1.0)	17,635,522,740 (24.7)	71,538,002,835 (100.0)

(注1) 全期前納納付及び複数期合算納付は1件として集計

(注2) 過誤納及び延滞金を含む納付額全額を集計

26 . 市税に係る証明、閲覧件数等の調

(単位:件、円)

年度 区分		27		28		29		30	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	市・県民税課税証明	(2,112) 106,449	31,301,100	(2,119) 111,641	32,856,600	(2,001) 107,485	31,579,365	(1,875) 93,784	27,101,625
	法人所在・個人営業証明	264	79,200	221	66,300	251	75,300	252	75,600
固定資産	土地・家屋評価証明	(887) 21,979	6,327,600	(573) 20,651	6,023,400	(721) 21,738	6,305,100	(438) 22,028	6,477,000
	土地・家屋公課証明	(93) 8,298	2,461,500	(33) 8,503	2,541,000	(40) 9,021	2,694,300	(243) 10,020	2,933,100
	土地・家屋名寄帳証明	(3) 2,628	787,500	(9) 3,073	919,200	(1) 3,459	1,037,400	(19) 3,714	1,108,500
	価格決定通知	(9,338) 9,338	免除	(9,141) 9,141	免除	(9,151) 9,151	免除	(9,033) 9,033	免除
	住宅用家屋証明	3,513	4,566,900	3,644	4,737,200	3,810	4,953,000	3,579	4,652,700
	閲覧	(365) 886	156,300	(161) 770	182,700	(187) 681	148,200	(75) 557	144,600
	その他の証明	(4) 240	70,800	(2) 275	81,900		84,600	(1) 306	91,500
納税	納税証明	(10,125) 21,130	3,301,500	(10,389) 21,701	3,393,600	(10,813) 21,830	3,290,415	(11,227) 22,843	3,420,945
計		(22,927) 174,725	49,052,400	(22,427) 179,620	50,801,900	(22,914) 177,708	50,167,680	(22,911) 166,116	46,005,570

(注) ()内の数字は手数料免除分

27 . 延滞金等収入状況

(単位:円)

年度 区分		27	28	29	30
延滞金及び加算金収入		319,595,992	324,967,759	320,331,078	275,539,997

28. 市税の税率

(1) 令和元年度分

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率
市 民 税	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない者	均等割 (標準税率) 3,500円 うち防災・減災事業のための税制措置分 500円 所得割 (標準税率) 一律 8/100 (比例税率)
		区内に事務所、事業所、寮等を有する法人 区内に事務所、事業所を有する法人課税信託の受託者	均等割 (標準税率) (1) 公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額が1,000万円以下である法人で、区内の事業所等の従業者数が50人以下であるもの (2) 資本金等の額が1,000万円以下である法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 12万円 (3) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、区内の事業所等の従業者数が50人以下であるもの 13万円 (4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 15万円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人で、区内の事業所等の従業者数が50人以下であるもの 16万円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 40万円 (7) 資本金等の額が10億円を超える法人で、区内の従業者数が50人以下であるもの 41万円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 175万円 (9) 資本金等の額が50億円を超える法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 300万円 法人税割 (制限税率) 法人税額 $\frac{12.1}{100}$ $\left[\begin{array}{l} \text{令和元年10月1日以降} \\ \text{に開始する事業年度} \end{array} \right. \frac{8.4}{100}$
固定資産税 都市計画税	1月1日	固定資産税 土地、家屋、償却資産の所有者	課税標準額 $\frac{1.4}{100}$ (標準税率)
		○都市計画税 市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者	課税標準額 $\frac{0.3}{100}$ (制限税率)
軽自動車税	4月1日	4月1日現在における軽自動車等の所有者又は使用者	原動機付自転車 軽自動車(三輪、四輪の軽自動車の区分A~Fについては、備考欄参照) 50cc以下 2,000円 二輪 3,600円 90cc以下 2,000円 三輪 A3,900円 B3,100円 C4,600円 D1,000円 E2,000円 F3,000円 90cc超 2,400円 四輪 乗用 家用 A10,800円 B7,200円 C12,900円 D2,700円 E5,400円 F8,100円 ミニカー 3,700円 営業用 A6,900円 B5,500円 C8,200円 D1,800円 E3,500円 F5,200円 小型特殊自動車 貨物 家用 A5,000円 B4,000円 C6,000円 D1,300円 E2,500円 F3,800円 農耕用 2,000円 営業用 A3,800円 B3,000円 C4,500円 D1,000円 E1,900円 F2,900円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等) 原動機付自転車 500円 二輪の小型自動車 1,000円 軽自動車三輪又は二輪 1,000円 四輪以上 3,000円
市たばこ税		たばこの卸売販売業者等	売渡し本数1,000本につき5,692円(平成30年10月1日から) 旧3級品は4,000円(令和元年9月30日まで)、5,692円(令和元年10月1日から)
特別土地保有税		土地の所有者又は取得者	保有分 土地の取得価額又は修正取得価額 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 土地の取得価額 $\frac{3}{100}$ (一定税率)
事業所税		事業を行う者	資産割 事業所床面積1㎡当り 600円 (一定税率) 従業者割 従業者給与総額 0.25/100
入湯税		入湯客	入湯客1人1日150円 (標準税率)

徴収方法及び納期	備考
<p>普通徴収</p> <p>1期 6月1日～7月1日</p> <p>2期 8月1日～9月2日</p> <p>3期 10月1日～10月31日</p> <p>4期 翌年1月1日～1月31日</p> <p>〔ただし、均等割額以下の場合は、6月1日～7月1日〕</p> <p>給与特別徴収</p> <p>月割額を徴収した月の翌月10日まで(ただし、均等割額以下の場合は、7月10日)</p> <p>公的年金特別徴収</p> <p>年金保険者が、支給される老齢基礎年金等から徴収し、徴収月の翌月10日までに納入</p>	<p>(課税標準額)</p> <p>総所得金額等 - 所得控除額</p>
<p>申告納付</p> <p>原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内</p>	<p>(均等割)</p> <p>政令指定都市への移行により、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から区ごとに算定</p> <p>「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」となります。(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から)</p> <p>(法人税割)</p> <p>課税の特例措置を講じているので実質税率は、資本金等の額が</p> <p>5億円未満の法人 $\frac{9.7}{100}$</p> <p>5億円以上10億円未満の法人 $\frac{10.9}{100}$</p> <p>10億円以上の法人 $\frac{12.1}{100}$</p> <p>令和元年10月1日以降に開始する事業年度は、資本金等の額が</p> <p>5億円未満の法人 $\frac{6}{100}$</p> <p>5億円以上10億円未満の法人 $\frac{7.2}{100}$</p> <p>10億円以上の法人 $\frac{8.4}{100}$</p>
<p>普通徴収</p> <p>1期 5月1日～5月31日</p> <p>2期 7月1日～7月31日</p> <p>3期 9月1日～9月30日</p> <p>4期 12月1日～12月25日</p>	<p>(免税点)</p> <p>土地30万円未満 政令指定都市移行に伴い、平成23年度課税分から各区ごとに判定</p> <p>家屋20万円 "</p> <p>償却資産 150万円 "</p>
<p>普通徴収</p> <p>5月11日～5月31日</p>	<p>(三輪、四輪の軽自動車の区分A～F)</p> <p>A 初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両【標準税率】</p> <p>B 初度検査年月が平成27年3月31日以前で13年を経過していない車両【旧税率】</p> <p>C 初度検査年月から13年を経過した車両【経年車重課】</p> <p>D～F 初度検査年月が平成30年4月1日～平成31年3月31日の車両のうち、一定の環境性能を有する車両(最初の1年度のみ)【グリーン化特例(軽課)】</p> <p>令和元年10月1日から軽自動車税は「種別割」という名称に変更。また、新たに「環境性能割」が創設される。</p>
<p>申告納付</p> <p>毎月翌月末日まで</p>	
<p>申告納付</p> <p>1月1日現在基準面積以上の土地の所有者はその年の5月31日</p> <p>1月1日前1年以内に基準面積以上の土地の取得者はその年の2月末日</p> <p>7月1日前1年以内に基準面積以上の土地の取得者はその年の8月31日</p>	<p>法に基づき、平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行わない。</p>
<p>申告納付</p> <p>法人 事業年度終了の日から2月以内</p> <p>個人 翌年3月15日まで</p>	<p>(免税点)</p> <p>資産割 1,000㎡以下</p> <p>従業者割 100人以下</p> <p>・平成15年度から新增設に係る事業所税の廃止</p>
<p>申告納付</p> <p>毎月翌月15日まで</p>	<p>課税免除</p> <p>・年齢12歳未満の者</p> <p>・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>・入湯料金が1,000円以下(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)の公衆浴場(一般公衆浴場を除く)に入湯する者</p>

(2) 税率の変遷 (平成元年度以降)

税目		年度	元・2	3・4・5	6
市	個人	均等割	2,000円	2,500円	
		所得割	120万円 以下の金額 3 / 100 120万円 を超える金額 8 / 100 500万円 " 11 / 100	160万円以下の金額 3 / 100 160万円を超える金額 8 / 100 550万円 " 11 / 100	
民	法人	均等割	資本等の金額50億円超 従業者50人超 300万円 資本等の金額10億円超50億円以下 従業者50人超 175万円 { 資本等の金額10億円超 従業者50人以下 40万円 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人超 { 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人以下 15万円 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人超 { 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 12万円 資本等の金額1千万円以下 従業者50人超 その他 4万円 (昭和59.4.1以後終了事業年度から)	資本等の金額50億円超 従業者50人超 300万円 資本等の金額10億円超50億円以下 従業者50人超 175万円 資本等の金額10億円超 従業者50人以下 41万円 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人超 40万円 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人以下 16万円 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人超 15万円 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 13万円 資本等の金額1千万円以下 従業者50人超 12万円 その他 5万円 (平成6. 4. 1以後終了事業年度から)	
		法人税割	資本等の金額 5億円未満 12.3 / 100 5億円以上10億円未満 13.5 / 100 10億円以上 14.7 / 100	10億円以上 14.7 / 100	
固定資産税		1.4 / 100	{ 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 } 償却資産 100万円	{ 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 } 償却資産 150万円	
軽自動車税		原付自転車 軽自動車 50cc以下 1,000円 二 輪 2,400円 90cc以下 1,200円 三 輪 3,100円 90cc超 1,600円 四 輪 以上 ミニカー 2,500円 乗 用 { 営業用 5,500円 小型特殊 乗 用 { 自家用 7,200円 農耕作業用 1,000円 貨物用 { 営業用 3,000円 そ の 他 4,700円 自家用 4,000円 二輪の小型 4,000円	{ 納期変更4月末 5月末 } 平成4年度から		
市たばこ税		1,000本につき1,997円(旧3級品は948円)			
特別土地保有税		1.4 / 100 (保有分) 3 / 100 (取得分)			
事業所税		資産割600円 従業者割0.25 / 100 新增設6,000円			
都市計画税		0.3 / 100 (免税点は固定資産税に同じ)			
入湯税					

税率の変遷 (続き)

税目		年度		15	16	17	18
市 民 税	個人	均等割				3,000円、 生計を一にする妻 1,500円	3,000円
		所得割					
	法人	均等割					資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 上記に掲げる法人以外の法人等 (平成18.4.1以後開始の事業年度から) 5万円
			法人税割				
固定資産税							
軽自動車税							
市たばこ税				平成15年7月から1,000本につき 2,977円(旧3級品は1,412円)			平成18年7月から1,000本につき3,298円(旧3級品は1,564円)
特別土地保有税				新たな課税の停止			
事業所税				新增設分に係る課税の停止			
都市計画税							
入湯税				1人1日150円(創設)			

19・20・21	22	23・24	25	26	27
					3,500円(うち防災・減災事業のための税制措置分500円)
一律 6/100					
<p>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により 均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等 (収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人以下</p> <p>資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円 (平成20.4.1以後開始の事業年度から)</p>			<p>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等 (収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人以下</p> <p>資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円</p> <p>「資本金等の額」を「(資本+資本準備金)の額」が上回る場合、 「資本金等の額」を「(資本+資本準備金)の額」に読み替える (H27.4.1に開始する事業年度より)</p>		
				<p>資本等の金額</p> <p>(平成26年10月1日以降に 開始する事業年度から)</p> <p>5億円未満 9.7 / 100 5億円以上10億円未満 10.9 / 100 10億円以上 12.1 / 100</p>	
			<p>軽自動車のうち</p> <p>三輪 3,900円()</p> <p>四輪以上 乗用 { 営業用 6,900円() 自家用 10,800円()</p> <p>貨物用 { 営業用 3,800円() 自家用 5,000円()</p> <p>()平成27年4月1日に新規検査を受けた車両のみ適用</p>		
		平成22年10月から 1,000本につき4,618円 (旧3級品は2,190円)		平成25年4月から1,000本につき5,262円(旧3級品は2,495円)	

税率の変遷 (続き)

税目		28	29	30
市 人	均等割			
	所得割	一律8/100		
	均等割			
	法人税割 (特例措置後の実質税率による。)			
民 法 人	均等割			
税 人	均等割			
固定資産税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,000円 その他 5,900円	軽自動車(三輪、四輪の軽自動車の区分A～Fについては、44ページの備考欄参照) 二輪 3,600円 三輪 A3,900円 B3,100円 C4,600円 D1,000円 E2,000円 F3,000円 四輪 乗用 自家用 A10,800円 B7,200円 C12,900円 D2,700円 E5,400円 F8,100円 営業用 A6,900円 B5,500円 C8,200円 D1,800円 E3,500円 F5,200円 貨物 自家用 A5,000円 B4,000円 C6,000円 D1,300円 E2,500円 F3,800円 営業用 A3,800円 B3,000円 C4,500円 D1,000円 E1,900円 F2,900円 二輪の小型自動車 6,000円		
	(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等) 原動機付自転車 500円 二輪の小型自動車 1,000円 軽自動車三輪又は二輪 1,000円 四輪以上 3,000円			
市たばこ税	平成28年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は2,925円)	平成29年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は3,355円)	平成30年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は4,000円)	平成30年10月から 1,000本につき5,692円 (旧3級品は4,000円)
特別土地保有税				
事業所税				
都市計画税				
入湯税				

税率の変遷 (続き)

元

〔 令和元年10月1日以降に 開始する事業年度から 〕	資本金等の額	
	5億円未満	6 / 100
	5億円以上10億円未満	7.2 / 100
	10億円以上	8.4 / 100

(令和元年10月1日から)

軽自動車税は「種別割」という名称に変更。

自動車取得税(県税)が廃止され、軽自動車税に「環境性能割」が創設され市税となるが、従来通り、県が賦課徴収を行う。

【令和元年10月～令和2年9月の税額】 軽自動車の取得価格 ×

税率	区分
非課税	電気自動車等、令和2年度燃費基準達成 + 10%達成
非課税	令和2年度燃費基準達成
1.00%	上記以外

電気自動車等を除き、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものに限る

令和元年10月から

1,000本につき5,692円

旧3級品としての区分は廃止され、旧3級品以外の税率と同一

29. 市民税（個人）所得控除額等の推移（平成元年度以降）

区分	年度	元	2
所得	給与所得控除	(1) 165万円以下 収入金額×40% (最低控除額57万円)	(最低控除額 65万円)
		(2) 165万円を超え330万円以下 収入金額×30% + 165,000円 (3) 300万円を超え600万円以下 収入金額×20% + 495,000円 (4) 600万円を超え1,000万円以下 収入金額×10% + 1,095,000円 (5) 1,000万円を超える場合 収入金額×5% + 1,595,000円 (注) 600万円未満の場合所得税法別表第5により求める。	
金額	公的年金等控除	65歳以上 (1) 260万円以下 1,400,000円 (2) 260万円超460万円以下 収入金額×25% + 750,000円 (3) 460万円超820万円以下 収入金額×15% + 1,210,000円 (4) 820万円超 収入金額×5% + 2,030,000円	65歳未満 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超410万円以下 収入金額×25% + 375,000円 (3) 410万円超770万円以下 収入金額×15% + 785,000円 (4) 770万円超 収入金額×5% + 1,555,000円
		専従者控除 (青色) (白色)	適正な給与の支給額 配偶者60万円 (最高) その他45万円 (最高)
所得	雑損	次のいずれが多い金額	損失額 - 補てん額 - 総所得金額等×10% 災害関連支出金額 - 補てん額 - 5万円
	医療費	支払った医療費 - 補てん額 - 総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い金額	(限度額200万円)
所得	社会保険料 小規模企業共済等掛金	支払った保険料の額 支払った掛金の額	
	生命保険料	一般の生命保険料のみ 15,000円以下: 全額 15,000円を超え40,000円以下 支払保険料×1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下 支払保険料×1/4 + 17,500円 70,000円超: 35,000円	個人年金保険料のみ 18,500円以下: 全額 18,500円を超え43,500円以下 支払保険料×1/2 + 9,250円 43,500円を超え73,500円以下 支払保険料×1/4 + 20,125円 73,500円超: 38,500円
所得	損害保険料	両方の場合 (1) 個人年金保険料18,500円以下 個人年金保険料 + の額 (2) 個人年金保険料18,500円超 支払保険料の合計額について 求めた額 + の額 若しくは、との合計額	
	寄附金		次のいずれか低い金額 寄附金の合計額 - 10万円 合計所得金額×25% - 10万円
控除	障害者	24万円 特別障害者 26万円	26万円 特別障害者 28万円
	老年人・寡婦(夫)・勤労学生	老年人 48万円 寡婦(夫)・勤労学生 24万円	老年人 同左 寡婦(夫) 26万円 特定の寡婦 30万円 勤労学生 26万円
控除	配偶者	28万円 同居特別障害者 36万円 老人配偶者 29万円	配偶者 30万円 (同居特別障害者の場合 51万円) 老人配偶者 35万円 (同居特別障害者の場合 56万円)
	配偶者特別	配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 14万円 - (勤労性所得 + 資産性所得) × 3.3 × 14/33 配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 14万円 - {(勤労性所得 + 資産性所得) × 3.3 - 33万円} × 28/33	配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 30万円 - (合計所得金額 × 30 / 35) 配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 30万円 - (合計所得金額 - 35万円) × 30 / 35
控除	扶養	扶養親族 28万円 老人扶養親族 29万円 同居老親等扶養親族 33万円 同居特別障害扶養親族 36万円	扶養親族 30万円 特定扶養親族 35万円 老人扶養親族 35万円 同居老親等扶養親族 42万円 (同居特別障害者の場合、それぞれ21万円加算)
	基礎	28万円	30万円
参考	老年者控除の範囲	合計所得金額が1,000万円以下	
	配偶者特別控除の範囲	合計所得金額が800万円以下	合計所得金額が1,000万円以下
参考	障・老・未・寡の非課税の範囲	合計所得金額が125万円以下	
	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税 2,619,000円 (63年分) 市民税 2,261,000円	3,198,000円 (元年分) 2,261,000円

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

区分		年度	
		6	7
所得金額	給与所得控除		
	公的年金等控除		
	専従者控除 (青色) (白色)		
所得	雑損		
	医療費		
	社会保険料		
	小規模企業共済等掛金		
	生命保険料		
	損害保険料		
	寄附金		
	障害者 （老年者・寡婦（夫）・勤労学生）		
所得控除	配偶者	配偶者 33万円（同居特別障害者の場合 54万円） 老人配偶者 38万円（同居特別障害者の場合 59万円）	
	配偶者特別	配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 合計所得金額 5万円未満 :33万円 " 5万円以上10万円未満 :30万円 " 10万円以上 :30万円 - (合計所得金額 - 5万円) 配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 合計所得金額 40万円未満 :33万円 " 40万円以上45万円未満 :30万円 " 45万円以上 :30万円 - (合計所得金額 - 40万円)	
	扶養	特定扶養親族 39万円 （同居特別障害者の場合、21万円加算） その他は同左	扶養親族 33万円 特定扶養親族 41万円 老人扶養親族 38万円 同居老親等扶養親族 45万円 （同居特別障害者の場合、それぞれ21万円加算）
参考	基礎		33万円
	老年者控除の範囲		
	配偶者特別控除の範囲		
	障・老・未・寡の非課税の範囲		
考	給与所得に係る課税最低限(夫婦2人)	所得税	3,277,000円(5・6年分)
		市民税	2,801,000円
			2,849,000円

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

区分		年度		11	12	13	14	15	16
所 得 金 額	給与所得控除								
	公的年金等控除								
所 得 控 除	専従者控除 (青色) (白色)								
	雑 損								
	医 療 費								
	社 会 保 険 料								
	小規模企業共済等掛金								
	生 命 保 険 料								
	地震(損害)保険料								
	寄 附 金								
	障 害 者	26万円 特別障害者 30万円							
	老年人・寡婦(夫)・勤労学生								
配 偶 者	配 偶 者	同居特別障害者の場合、23万円加算							
	配 偶 者 特 別								
	扶 養	扶養親族 33万円 特定扶養親族 43万円 老人扶養親族 38万円 同居老親等扶養親族 45万円 (同居特別障害者の場合、 それぞれ23万円加算)	特定扶養親族 45万円 (同居特別障害者の場合、23万円加算) その他は同左						
	基 礎								
参 考	障・老・未・寡の非課税の範囲								
	税 額 控 除	寄 附 金 控 除							
		調 整 控 除							
給与所得に係る課税最 低限(夫婦子2人)		所得税	3,616,000円(10年分)	3,821,000円(11年分)	3,842,000円(12～15年分)				
		市民税	3,031,000円	3,063,000円	3,250,000円				

17	18	19	20	21	22	23
	65才以上 (1)330万円未満 1,200,000円 (2)330万円以上410万円未満 収入金額 × 25% + 375,000円 (3)410万円以上770万円未満 収入金額 × 15% + 785,000円 (4)770万円以上 収入金額 × 5% + 1,555,000円	65才未満 (1)130万円未満 700,000円 (2)130万円以上410万円未満 収入金額 × 25% + 375,000円 (3)410万円以上770万円未満 収入金額 × 15% + 785,000円 (4)770万円以上 収入金額 × 5% + 1,555,000円				
		損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設 地震:支払い金額の1/2を控除 5万円を超える場合 2万5千円 長期損害保険は、今までのとおり控除をする。ただし、地震と長期損保がある場合、地震と長期損保の合計額が控除額となる。限度額2万5千円				
					税額控除へ	
	老年者控除の廃止					
配偶者が控除対象配偶者に該当する場合、 配偶者特別控除の廃止						
	老年者非課税措置の廃止 (ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在で65歳に達していた者で合計所得金額が125万円以下の場合には、3分の1の額で課税。)	老年者非課税措置の廃止 (ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在で65歳に達していた者で合計所得金額が125万円以下の場合には、3分の2の額で課税。)	老年者非課税措置の廃止			
					寄附金のうち、5,000円を超える部分について、一定額を控除。	
		調整控除の設置 所得税から住民税への税源移譲に伴い、所得税と住民税との人的控除の差により生ずる、税負担の増分を住民税所得割額から控除する。				
		3,250,000円 (16～22年分)				
		2,700,000円				

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

区分	年度	24	25	26	27
所得金額	給与所得控除			(1) 180万円以下 ...収入金額×40%（最低控除額65万円） (2) 180万円を超え360万円以下 ...収入金額×30% + 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 ...収入金額×20% + 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 ...収入金額×10% + 1,200,000円 (5) 1,000万円を超え1,500万円以下 ...収入金額×5% + 1,700,000円 (6) 1,500万円を超える場合 ...245万円 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	
	公的年金等控除				
	専従者控除 (青色) (白色)				
所得控除	雑損				
	医療費				
	社会保険料				
	小規模企業共済等掛金				
	生命保険料			平成24年1月1日以降に締結した 保険契約等 ・12,000円以下:全額 ・12,000円超32,000円以下 支払保険料×1/2 + 6,000円 ・32,000円超56,000円以下 支払保険料×1/4 + 14,000円 ・56,000円超:28,000円 生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料について、それぞれ 上記により計算し合計した額 (合計適用限度額:70,000円)	平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等 ・15,000円以下:全額 ・15,000円超40,000円以下 支払保険料×1/2 + 7,500円 ・40,000円超70,000円以下 支払保険料×1/4 + 17,500円 ・70,000円超:35,000円 生命保険料 個人年金保険料 について、それぞれ上記により 計算し合計した額 (合計適用限度額:70,000円)
	地震保険料				
障害者	26万円		特別障害者 30万円	同居特別障害者 53万円	
寡婦(夫)・勤労学生					
配偶者			同居特別障害の加算金を、障害者控除へ移行		
配偶者特別					
扶養			16歳未満の扶養控除(年少扶養控除)の廃止 特定扶養控除の上乗せ部分(17歳以上19歳未満)の廃止 同居特別障害の加算金を、障害者控除へ移行		
基礎					
参考	障・未・寡の非課税の範囲				
	税額控除	寄附金控除	寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定額を控除。		
		調整控除			
考	給与所得に係る課税最低限(夫婦2人)	所得税	2,616,000円(23~24年分)		
		市民税	2,616,000円(25~26年分)		
			2,150,000円		

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

区分	年度	30
所得金額	給与所得控除	(1) 180万円以下 ...収入金額 × 40% (最低控除額65万円)
		(2) 180万円を超え360万円以下 ...収入金額 × 30% + 180,000円
		(3) 360万円を超え660万円以下 ...収入金額 × 20% + 540,000円
		(4) 660万円を超え1,000万円以下 ...収入金額 × 10% + 1,200,000円
		(5) 1,000万円を超える場合 ...220万円
		(注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。
所得控除	公的年金等控除	
	専従者控除 (青色) (白色)	
	雑損	
	医療費	医療費控除の特例として、セルフメディケーション税制の創設
	社会保険料	
	小規模企業共済等掛金	
	生命保険料	
	地震保険料	
	障害者	
	寡婦(夫)・勤労学生	
	配偶者	
	配偶者特別	
	扶養基礎	
参考	障・未・寡の非課税の範囲	
	税額控除	寄附金控除
		調整控除
	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税
市民税		2,345,000円

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

区分		年度		元																																												
所得金額	給与所得控除																																															
	公的年金等控除																																															
	専従者控除 (青色) (白色)																																															
所得控除	雑損																																															
	医療費																																															
	社会保険料																																															
	小規模企業共済等掛金																																															
	生命保険料																																															
	地震保険料																																															
	障害者																																															
	寡婦(夫)・勤労学生																																															
	配偶者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>控除適用</td> </tr> <tr> <td>老人(70歳以上)控除対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>						納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	控除適用	老人(70歳以上)控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	対象外																							
		納税義務者の合計所得金額																																														
900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																												
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	控除適用																																												
老人(70歳以上)控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	対象外																																												
配偶者特別	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の 合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超 90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td colspan="3">控除適用対象外</td> </tr> </tbody> </table>					配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円		95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	控除適用対象外		
配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																													
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
90万円超 95万円以下	31万円	21万円																																														
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																													
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																													
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																													
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																													
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																													
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																													
123万円超	控除適用対象外																																															
扶養																																																
基礎																																																
参考	障・未・寡の非課税の範囲																																															
	税額控除	寄附金控除	令和元年6月1日、ふるさと納税対象団体の指定																																													
		調整控除																																														
考	給与所得に係る課税最低限(夫婦2人)		所得税	2,854,000円																																												
			市民税	2,345,000円																																												

30 . 税務機構の沿革（平成10年度以降）

10 ・ 4 ・ 1	<p>税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制課 — 税制班、諸税証明班 市民税課 資産税課 — 賦課係、土地評価班 — 家屋評価班 納税課 — 納税推進班、収納整理班 — 収納対策班 <p>南税務事務所 — 収納整理班、証明係</p>
11 ・ 4 ・ 1	<p>財務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務課 — 税制班 市民税課 — 諸税証明班 — 市民税班 資産税課 — 賦課係、土地評価班 — 家屋評価班 納税課 — 納税推進班、収納整理班 — 収納対策班 <p>南税務事務所 — 収納整理班、証明係</p>
12 ・ 4 ・ 1	<p>財務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務課 — 税制班 市民税課 — 諸税証明班 — 市民税班 資産税課 — 賦課係、土地評価班 — 家屋評価班 納税課 — 納税推進班、収納整理班 — 収納対策班 <p>南市税事務所 — 収納整理班、証明係</p>
13 ・ 4 ・ 1	<p>財務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務課 — 税制班 納税課 — 納税推進班、収納整理班 — 収納対策班 市民税課 — 諸税証明班 — 賦課班 資産税課 — 賦課班、土地評価班 — 家屋評価班 <p>南市税事務所 — 収納整理班、証明係</p>

15 ・ 4 ・ 1	<p>財務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務課——税制チーム、財源チーム (16.4.1～税制・財源チーム) 納税課——納税推進班、収納整理班 — 収納対策班 市民税課——諸税証明班 — 賦課班 資産税課——賦課班、土地評価班 — 家屋評価班 <p>南市税事務所——収納整理班、証明係</p>
18 ・ 3 ・ 20	<p>財務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務課——税制・財源チーム 納税課——納税推進班、収納整理班 — 収納対策班 市民税課——諸税証明班 — 賦課班 資産税課——賦課班、土地評価班 — 家屋評価班 津久井税務課——資産税チーム、市民税チーム — 納税チーム 相模湖税務課 <p>南市税事務所——収納整理班、証明係</p>
19 ・ 4 ・ 1	<p>企画財政局</p> <p>税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務企画課 納税課——収納管理チーム、収納整理チーム — 収納対策チーム、収納整理チーム 市民税課——諸税証明グループ — 賦課グループ 資産税課——賦課グループ、土地評価グループ — 家屋評価グループ 津久井税務課——賦課証明チーム — 納税チーム 南市税事務所——収納整理チーム、証明チーム — 収納管理チーム

20 ・ 4 ・ 1	<p>企画財政局 税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務企画課 納税課 <ul style="list-style-type: none"> 収納管理チーム、 収納整理チーム 収納整理チーム、 収納整理チーム 収納対策チーム 市民税課 <ul style="list-style-type: none"> 諸税証明グループ 賦課グループ 資産税課 <ul style="list-style-type: none"> 賦課グループ、 土地評価グループ 家屋評価グループ 津久井税務課 <ul style="list-style-type: none"> 賦課証明チーム 納税チーム 南市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 収納整理チーム、 証明チーム
21 ・ 4 ・ 1	<p>企画財政局 税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務企画課 納税課 <ul style="list-style-type: none"> 収納管理班、 収納対策班 収納整理第1班、 収納整理第2班 収納整理第3班 市民税課 <ul style="list-style-type: none"> 諸税証明班 賦課第1班、 賦課第2班 資産税課 <ul style="list-style-type: none"> 賦課班、 土地評価班 家屋評価班、 償却資産班 南市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 収納整理班 証明班 津久井税務課 <ul style="list-style-type: none"> 賦課証明班 納税班
22 ・ 4 ・ 1	<p>企画市民局 税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制課 納税課 <ul style="list-style-type: none"> 収納管理班、 収納対策班 収納整理第1班、 収納整理第2班 市民税課 <ul style="list-style-type: none"> 諸税証明班 賦課第1班、 賦課第2班 資産税課 <ul style="list-style-type: none"> 賦課班、 土地評価班 家屋評価班、 償却資産班 緑市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 証明班、 土地家屋評価班 収納整理班、 津久井税務班 南市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 証明班、 土地家屋評価班 収納整理第1班、 収納整理第2班

24 ・ 4 ・ 1	企画市民局 税務部	<ul style="list-style-type: none"> 税制課 納税課 <ul style="list-style-type: none"> 収納管理班、特別整理班 収納整理第1班、収納整理第2班 市民税課 <ul style="list-style-type: none"> 諸税証明班 賦課第1班、賦課第2班 資産税課 <ul style="list-style-type: none"> 賦課班、土地評価班 家屋評価班、償却資産班 緑市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 証明班、土地家屋評価班 収納整理班、津久井税務班 南市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 証明班、土地家屋評価班 収納整理第1班、収納整理第2班
------------------------	-------------------	---

25 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部	<ul style="list-style-type: none"> 税制課 債権対策課 <ul style="list-style-type: none"> 市税整理班 債権整理班 納税課 <ul style="list-style-type: none"> 収納管理班 収納整理第1班、収納整理第2班 市民税課 <ul style="list-style-type: none"> 諸税証明班 賦課第1班、賦課第2班 資産税課 <ul style="list-style-type: none"> 賦課班、土地評価班 家屋評価班、償却資産班 緑市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 証明班 収納整理班 南市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 証明班 収納整理第1班、収納整理第2班
------------------------	-------------------	---

26 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部	<ul style="list-style-type: none"> 税制課 債権対策課 <ul style="list-style-type: none"> 市税整理班 債権整理班 納税課 <ul style="list-style-type: none"> 収納管理班 収納整理第1班、収納整理第2班 市民税課 <ul style="list-style-type: none"> 諸税証明班 賦課第1班、賦課第2班、賦課第3班 資産税課 <ul style="list-style-type: none"> 賦課班、土地評価班 家屋評価班、償却資産班 緑市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 証明班 収納整理班 南市税事務所 <ul style="list-style-type: none"> 証明班 収納整理第1班、収納整理第2班
------------------------	-------------------	---

3 1 . 税務事務分掌

税 制 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税務事務に係る企画総合調整に関する事。 (2) 税制度の調査研究に関する事。 (3) 税務関係の条例、規則等の立案に関する事。 (4) 税務関係の歳入予算及び決算の総合調整に関する事。 (5) 地方譲与税及び県税交付金に関する事。 (6) 納税貯蓄組合に関する事。 (7) 相模原市固定資産評価審査委員会に関する事。 (8) 市税(国民健康保険税を除く。)に係る審査請求に関する事。 (9) 部内の総合調整に関する事。
債 権 対 策 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税(国民健康保険税を除く。次号、第3号及び第5号において同じ。)及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関する事。 (2) 市税及び個人の県民税に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関する事。 (3) 市税及び個人の県民税の徴収計画並びに部内の徴収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関する事。 (4) 金銭の給付を目的とする市の権利の管理及び回収対策の総合調整に関する事。 (5) 市税を除く金銭の給付を目的とする市の権利の回収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関する事。 (6) 回収事務の引継ぎを受けた市税を除く金銭の給付を目的とする市の権利(次号において「移管債権」という。)の納付督促、滞納処分、強制執行及び徴収の猶予措置に関する事。 (7) 移管債権(市営住宅の明渡請求が伴うものを含む。)に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関する事。
納 税 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税(国民健康保険税を除く。次号及び第3号において同じ。)及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関する事。 (2) 市税及び個人の県民税の収納管理及び督促に関する事。 (3) 市税及び個人の県民税に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関する事。
市 民 税 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関する事。 (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事。 (3) 市税(国民健康保険税を除く。)及び個人の県民税に係る諸証明及び公簿等の閲覧に関する事。
資 産 税 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税及び都市計画税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関する事。 (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。 (3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 (5) 特別土地保有税に関する事。
緑 市 税 事 務 所 南 市 税 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車、名義変更及び車台変更に係る申告の受付並びに標識の交付に関する事。 (2) 市税(国民健康保険税を除く。次号から第4号まで及び第6号において同じ。)及び個人の県民税に係る諸証明及び公簿等の閲覧並びに申請書、届出書その他の書類の受付に関する事。 (3) 市税及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関する事。 (4) 市税及び個人の県民税の納付督促、滞納処分及び納税の猶予に関する事。 (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。 (6) その他市税に係る相談に関する事。

(注) 平成31年4月1日現在

3 2 . 税務職員数

平成31年4月1日現在(単位:人)

所 属	職 員 数											再任用
	局長	部長	参事	課(所)長	担当課長	総括副主幹	副主幹	主査	主任	主事	計	
企画財政局	1										1	
税務部		1									1	
税制課				1		1	1	2	1		6	
債権対策課			1	参事が兼務							1	
債権整理班					1			6	3		10	
市税整理班						1	1	6	1	2	11	3
計			1		1	1	1	12	4	2	22	3
納税課			1	参事が兼務							1	
収納管理班						1	1	2	6	7	17	1
収納整理第1班					1			1	2	4	8	1
収納整理第2班						1		1	2	5	9	
計			1		1	2	1	4	10	16	35	2
市民税課			1	参事が兼務							1	
諸税証明班						1		2	5	7	15	1
賦課第1班						1	1	2	1	6	11	
賦課第2班					1		1	1	2	7	12	1
賦課第3班					1			1	3	8	13	
計			1		2	2	2	6	11	28	52	2
資産税課				1							1	
賦課班					1		1	4		4	10	
土地評価班						1	1	5	6	15	28	
家屋評価班					1		3	11	9	16	40	6
償却資産班					1			1		3	5	
計				1	3	1	5	21	15	38	84	6
緑市税事務所				1							1	
証明班					1			1		1	3	2
収納整理班					1			3	2	3	9	
計				1	2			4	2	4	13	2
南市税事務所				1							1	
証明班					1		1	1			3	1
収納整理第1班					1		1	3	1	5	11	
収納整理第2班						1		1	1	1	4	
計				1	2	1	2	5	2	6	19	1
合 計	1	1	3	4	11	8	12	54	45	94	233	16

市 税 概 要

発 行 令 和 元 年 8 月

発 行 者 相 模 原 市

編 集 相模原市企画財政局税務部税制課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電 話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 2 0 (直 通)

F A X 0 4 2 - 7 5 7 - 8 1 0 8